

第百六十二回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第 二 号

平成十七年二月二十四日(木曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 山岡 賢次君

理事 今村 雅弘君 理事 西川 京子君

理事 二田 孝治君 理事 松野 博一君

理事 黄川田 徹君 理事 榑崎 欣弥君

理事 山田 正彦君 理事 白保 台一君

理事 赤城 徳彦君 理事 石田 真敏君

大野 松茂君 岡本 芳郎君

梶山 弘志君 金子 恭之君

上川 陽子君 川上 義博君

城内 実君 北村 直人君

後藤 茂之君 後藤田正純君

菅原 一秀君 鈴木 恒夫君

田中 英夫君 津島 恭一君

西村 康稔君 原田 令嗣君

一川 保夫君 岡本 充功君

鹿野 道彦君 岸本 健君

小平 忠正君 鮫島 宗明君

仲野 博子君 堀込 征雄君

松本 謙公君 山内おさむ君

大口 善徳君 高橋千鶴子君

山本喜代宏君

農林水産大臣

厚生労働副大臣

農林水産副大臣

農林水産大臣政務官

政府参考人

(財務省経済局長)

政府参考人

(財務省大臣官房審議官)

政府参考人

(文部科学省科学技術・学術政策局長)

島村 宜伸君

西 博義君

岩永 峯一君

大口 善徳君

石川 薫君

青山 幸恭君

有本 建男君

政府参考人

(厚生労働省健康局長)

政府参考人

(厚生労働省医薬食品局食品安全部長)

政府参考人

(農林水産省大臣官房長)

政府参考人

(農林水産省大臣官房総括審議官)

政府参考人

(農林水産省総合食料局長)

政府参考人

(農林水産省消費・安全局長)

政府参考人

(農林水産省生産局長)

政府参考人

(農林水産省経営局長)

政府参考人

(農林水産技術会議事務局長)

政府参考人

(林野庁長官)

政府参考人

(水産庁長官)

政府参考人

(国土交通省大臣官房審議官)

参考人

(食品安全委員会委員長)

農林水産委員会専門員

委員の異動

二月二十四日

辞任

金子 恭之君

木村 太郎君

森 英介君

同日

辞任

田中 慶司君

外口 崇君

小林 芳雄君

伊藤 健一君

村上 秀徳君

中川 坦君

白須 敏朗君

須賀田菊仁君

西川 孝一君

前田 直登君

田原 文夫君

大庭 靖雄君

寺田 雅昭君

飯田 祐弘君

補欠選任

菅原 一秀君

大野 松茂君

鈴木 恒夫君

大野 松茂君

菅原 一秀君

鈴木 恒夫君

木村 太郎君

金子 恭之君

森 英介君

二月二十二日

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案

(内閣提出第九号)

同月二十三日

食料自給率の抜本的向上に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第二七二号)

同(石井郁子君紹介)(第二七三号)

同(穀田恵二君紹介)(第二七四号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二七五号)

同(志位和夫君紹介)(第二七六号)

同(塩川鉄也君紹介)(第二七七号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第二七八号)

同(山口富男君紹介)(第二七九号)

同(吉井英勝君紹介)(第二八〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案

(内閣提出第九号)

農林水産関係の基本施策に関する件

○山岡委員長 これより会議を開きます。

農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として食品安全委員会委員長寺田雅昭君の出席を求め、意見を聴取し、また、政府参考人として農林水産省大臣官房長小林芳雄君、大臣官房総括審議官伊藤健一君、総合食料局長村上秀徳君、消費・安全局長中川坦君、生産局長白須敏朗君、経営局長須賀田菊仁君、農林水産技術会議事務局長西川孝一君、林野庁長官前田直登君、水産庁長官田原文夫君、外務省経済局長石川薫君、財務省大臣官房審議官青山幸恭君、文部科学省科学技術・学術政策局長有本建男君、厚生労働省健康局長田中慶司君、医薬食品局食品安全部長外口崇君及び国土交通省大臣官房審議官大庭靖雄君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○山岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山岡委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鮫島宗明君。

○鮫島委員 民主党の鮫島です。

きょうから委員会での質疑が始まるわけですが、基本計画そのものについては、後ほど小平さん、堀込さんが質問することになっていきます。それから、山田正彦さんが主にBSEの問題。私は、北朝鮮のアサリの問題、食の安全の問題、備蓄の問題ということで質問させていただきますが、時間内にうまくおさまるかどうか、ちょっとわかりません。

島村農水大臣も東京の御出身ですが、この農業問題を考えるときに、どこにでも公表されているデータですけれども、やはりタックスペイヤー、納税者の御理解を得ながら農業政策も組み立てざるを得ない。農水省の出しているデータで、農家

世帯と勤労者世帯の所得というのがあって、勤労者世帯一世帯当たりの所得が六百六十一万円、それから販売農家の平均八百二十万円。販売農家の平均的な農家所得は百三万円、七百万がそれ以外、合わせて八百二十万円というのが販売農家の所得です。勤労者世帯が六百六十一万ですから、こういう厳然たる構造的な事実がある。

それからもう一つ、構造的に認識しておかなければいけないのが、多分、北海道と都府県との違い。北海道は平均的な経営面積が都府県の十倍あります。それから、専業農家の比率が七〇%を超えている。いわば北海道ではヨーロッパ並みの本格的な農業が日本で展開されている。耕地面積の四分の一が北海道に存在し、小麦や大豆、小麦はほぼ半分が北海道でつくられていますし、大豆も三割が北海道。ですから、この北海道の農業生産地域としての特性ということも、やはり農政を考える上で考慮すべき問題だと思います。これはまぐらです。

それで、いよいよ本題に入りますが、北朝鮮のアサリの問題から質問したいと思いますが、財務省が押さえていると思いますが、去年、おとしあたりの北朝鮮からの輸入アサリの量はどのくらいなのか。それで、どういう状態で入っているのか。つまり、生きている状態で入っているのか、あるいは冷凍で、死んだ状態で入っているのか。わかりましたらお願いします。

○青山政府参考人 委員の質問にお答え申し上げます。北朝鮮からのアサリの輸入量でございますが、二〇〇三年が三万一千九百五十六トン、二〇〇四年が三万一千六百九十六トンとなっております。御質問の、生きているかどうかということでございますが、貿易統計上ではそういうふうにはなっておりませんが、基本的には私どもは生きているものというふう聞いております。

○鮫島委員 北朝鮮のアサリが非常にマーケットで評価が高かったのは、海がきれいだから貝毒の

検査をしなくていいと。生きたまま持つてきて、そのまま生鮮の流通の方に乗るので、非常にマーケットで評価が高かったと思いますが、何か去年から北朝鮮のアサリにも貝毒が発生して、貝毒検査を始めたか聞いていますが、事実関係を教えていただけますでしょうか。

○外口政府参考人 お答え申し上げます。

北朝鮮産アサリについては、平成十六年の五月、我が国の規制値を超える麻痺性貝毒が検出されたことから、我が国に輸入される北朝鮮二枚貝及びその加工品について、すべての輸入届け出に対し、麻痺性貝毒にかかわる検査命令を実施しているところであります。

○鮫島委員 JAS法では、平成十二年七月からですけれども、すべての生鮮食品に原産地の表示が義務づけられている。それから、複数の産地を経由した場合、例えば、貝が輸入後、国内で蓄養する、一週間程度蓄養するという場合も、生育期間の長い場所を原産地として表示しなければいけません。

したがって、三万一千トンから三万二千トン程度北朝鮮から入ってくる貝類は、たとえ国内で短期間蓄養したとしても、北朝鮮産というふうにし生鮮食品としては表示されなければいけないわけですが、北朝鮮から入ってくる三万一千トンのうち、生鮮食品用に流通するものと加熱加工用に回すものと比率がどのくらいかというのは農林水産省の方でおわかりでしょうか。

○田原政府参考人 お答えいたします。

先ほど財務省の方から輸入数量の話がございましたけれども、これが輸入後、生鮮と加工ということで、殻を取って流通するかどうか、こういうデータは、大変申しわけございません、私どもはとっておりませんので、その比率等々については承知いたしておりません。

○鮫島委員 正確な量はわからないかもしれませんが、生きて入れたものというのは、常識的に考えれば、ほとんどが生鮮食品として流通するというのが貝の世界の常識だと思いますが、業界常識

ということから照らして、大宗は生鮮の方に回っているというふうに判断していいんじゃないかと思いますが、どうですか。

○田原政府参考人 お答えいたします。

おっしゃられますように、確かに、殻を外す前のもは生鮮の形で流通するわけでございますので、おっしゃられますような形態が多いかとは思いますが、そうした裏づけとなりますデータにつきましても、残念ながらとていないというところで申し上げさせていただきます。

○鮫島委員 これは、加工に回す場合は原産地表示は要らないわけですから、この比率が大事な点だと思つて私も随分貝類関係の流通業者に問い合わせをしたんですが、貝類だけに、なかなか口ががたいので正確なことがわからなかったんですが、ただ、農林水産省の方では、小売店の段階でどの程度北朝鮮産と表示されているものがあるかについては、緊急調査も含めてかなり丁寧な調査をしたと思つていますが、小売り段階で北朝鮮産と表示されていたものはどの程度の比率があつたんでしょうか。日本に流通しているアサリの三分の一は北朝鮮産ですから、普通に見たら三分の一は表示されているというふうに見えるのが常識なんです。結果はいかがだったんでしょうか。

○中川政府参考人 農林水産省では、全国に約二千名の表示担当の職員を配置しております。生鮮食品を扱う小売店あるいは卸売業者の表示状況について調査をふだんから行っておりますけれども、先般、特にアサリにつきましては、偽装表示の報道等がございまして、急遽、一月十四日付で、業者の仕入れ伝票などを調査して表示根拠の確認を徹底するよう指示いたしました。

その結果でございますけれども、一月の十五日から三十一日までの半月分の調査の結果といたしまして、全国の小売店舗六百五十カ所、中間流通業者七十四の事業所におきまして約九百四十の商品について調査を行ったところでございます。その結果でございますが、小売店舗の段階では

八百二十一のサンプルがございましたが、そのうちで国産と表示されていたものが六百二十六、また、原産国として外国名が表示されていたものが百六十でございまして、この小売店別の段階では、先生お尋ねの北朝鮮のものというのはございませんでした。中国あるいは韓国という表示のものがあつたということでございます。

○鮫島委員 要するに、小売り段階で表示を検査したところ、北朝鮮産という表示はなかったわけですね。

先ほど言ったように、大量に北朝鮮から生きたアサリが入っているわけですから、大部分は生鮮食品として流通しているのが正確に把握できない。逆に言うと、ほとんどが偽装表示のはずですが、偽装表示が見破れない。食品監視の要員が二千人もいて見破れない。アサリはどこに行つたというふうにお考えでしょうか。どういう流れ方をしているのか。流通、何か推定できるんですか。

○中川政府参考人 JAS法での表示のチェックにつきましては、まずは小売店の段階で仕入れ伝票等を確認するというところから始めております。一月の中旬から始めた調査でございますので、不適正な表示があつたもの等を中心いたしました。それ以外の小売店につきましては、これから、小売りの段階から卸の段階、さらにはそのまた川上へというふうな、順次、伝票等の調査をしてさかのぼっていきたいというふうに思っております。

現在そういった調査を実施しているところでございます。まして、まだ、現時点では具体的なことについて申し上げられる段階ではございません。鋭意調査をさちとやっていきたいというふうに思っております。

○鮫島委員 要するに、実態としては偽装表示が見破れないということだと思つてますね。ですから、JAS法の監視体制に基本的な欠陥があるんだらうというふうに思います。三月一日から改正油濁損保が適用になって、特

に北朝鮮の船は二・五％しか保険に加入していないという事前の報告がありました。いよいよ三月一日からこれが施行される、適用されるという状況になっていますが、現時点で、中国船籍、北朝鮮の船籍、ロシア船籍の保険加入率はそれぞれどのくらいでしょうか。

○大庭政府参考人 船舶の国籍別の保険への加入状況についてお尋ねでございました。

平成十五年に我が国の港に入港いたしました外国籍の船舶の保険の加入状況につきまして、国土交通省において調査をいたしましたところ、保険加入率の全体の平均は七二・八％でございますが、そのうち、お尋ねのありました中国籍の船に關しては六二・六％、ロシア籍の船につきましては一三・六％、そして北朝鮮籍の船が二・五％ということになっております。

○鮫島委員 平成十五年の数字だと思ふんですが、いよいよこの三月一日からそれが適用されるということになっていく。要するに駆け込みの加入。直近でどんなふうになっているのか。北朝鮮が二・五、現在でも二・五、三月一日以降も二・五ということではよろしいんでしょうか。

○大庭政府参考人 現時点での最新の数字が十五年に入港した船舶の保険の加入率でございます。十六年のものについては、なお現在集計中でございます。数字を把握いたしておられません。

三月一日から新しい法律が施行されますので、保険契約を締結している船舶は証明書を船に備え置いてこれから入港していただくことになるわけでございますけれども、その証明書交付の受け付けを十二月一日から開始しておりますけれども、現在、全体で八百件ほどの申請が出てきている、そういう状況になっております。

○鮫島委員 今北朝鮮のことを聞いているわけだから、その八百件の申請のうちで北朝鮮からの申請は何件くらいあるんですか。

○大庭政府参考人 ただいま申しました八百件ほどのうち、北朝鮮籍の船舶の申請案件は十六件でございます。

○鮫島委員

非常に少ない数字ですから、恐らく三月一日以降も北朝鮮の船でこの改正損保に加入しているのは恐らく三％ぐらいと。したがって、三月一日からはほとんど北朝鮮の船は境港とか下関には入港できなくなる、あるいはアサリを運搬できなくなるというのが実態だと思います。

そうすると、二重偽装というふうになってきて、例えば、中国の船が北朝鮮に行つてアサリを積んで日本に持つてくる、中国産というふうに申請する、それで一たん陸揚げされれば、先ほどの北朝鮮アサリが小売店では一つもありませんというぐらい国内流通は追つかからない、もう何が何だかわからないという世界になるんじゃないかと思ひます。

もし三月一日以降、中国の船が北朝鮮産のアサリを持つてきて中国産というふうに申請した場合、それは実は違うんじゃないかということを見破る方法が通関当局にありでしょうか。財務省にお伺ひします。

○青山政府参考人 お答え申し上げます。

関税法の六十七条というのがございまして、貨物を輸入しようとする方などがございますが、税関長に対しまして輸入申告いたす、貨物につき必要な検査を経て許可を受けなければならぬというふうになってございます。

税関におきましてどうしているかということでございますが、審査の際に出されました輸入申告書あるいは仕入れ書というのがございます。さらには、運賃明細書、船荷証券等、あるいは契約書類等の関係書類に基づきまして、まず書類の審査をいたしまして、必要な場合は現品の検査を行うということ、包装等々の観点でそういうのを検査した上で原産地の確認を行うということのふうをやつてございます。

いづれにいたしましても、税関といたしまして、従来より原産地の適正なチェックということを行つてまいつていてということでございます。

○鮫島委員 農林水産省に聞いた方がいいのかな。何か、DNA鑑定なり、科学的な手法で中国産と北朝鮮産を見分ける技術というのはあるんでしょうか。

○田原政府参考人 お答えいたします。

私も素人でございますので、むしろ、こちら辺は先生の方が詳しいんじゃないかと思ひますが、いわゆるDNA鑑定等でアサリにつきましても、産地がわかるということは、これは難しいというふうな話で私も話を聞いているところでございます。

○鮫島委員 私も関係者からそういうふう聞いていて、大変難しいと。中国の船が北朝鮮に寄つて北朝鮮のアサリを持つてきて、でも書類上は中国産というふうに出されちゃつたら見分けがつかない。まあこれは外交委員会じゃないですか、私は余り外交的な切り口からはきょうは質問してないんですが、あくまでもJAS法が十分適用されているのかどうかという観点からの質問でございます。そのぐらい貝の流通というのはわからなくなつていくという事実が大変強くあると思ひます。

一方で、今度、改正油濁損保が三月一日から適用された場合に、アサリの流通業者が、今三分の一北朝鮮から入ってくる部分が、一部そういう偽装輸送はあるかもしれないが、大部分はとまるんじゃないかと。そうしますと、流通業者、下関が多いと思ひますが、大分損害を受ける。

そういう緊急に損害を受けた業者に対して支援措置、三月一日以降、北朝鮮からのアサリがとまることによって非常に経営的に大きな打撃を受ける業者に対して何らかの支援措置を今の段階で検討しているんでしょうか。

○田原政府参考人 一日から改正油濁法と申しますか、こういつたことによりまして、北朝鮮籍の船舶によりますアサリ輸入、こういつたものが影響が出てくるという面は否定できないのではないかと。現実的な対応ということで、私もいろいろ聞いておりますと、例えば保障契約を持つ船舶に振りかえたりという動きがあったり、あるいは、場所によりましては、事故を起こした場合に賠償費用の支払いを保証するといういわゆる中間法人といふんですか、そういった設立の動きがあるというふうなことで、現時点におきまして、具体的にアサリの輸入の動きがどう変わつていくか、これを定かに見通すことは困難ではないかというふうなことでございます。

いづれにしても、我々も、今後、関係都道府県ですとかこうした業界、いろいろな動きですとか対応、そういった動きにつきまして情報収集に努めながらその対応は考えていきたい、かように考えている次第でございます。

○鮫島委員 別の角度から聞きます。

先ほどのお話で大部分はつきりしたと思ひますが、アサリの生鮮流通はほとんどが偽装流通。今度、三月一日以後、どういう入り方で行つてくるかわかりませんが、やはりかなりこの北朝鮮産アサリの流通に関しては今後も偽装的なルートで動かざるを得ない。そういう業者に対して支援措置をとるというふうなことではないんでしょうか。

つまり、JAS法に違反している疑いがある流通業者に対して支援措置をとるといふようなことになると、またあの肉の不祥事みたいな話になりますので、その辺はどういうお考えでしょうか。

○田原政府参考人 お答えいたします。

もともと、この三月一日の改正油濁法の施行ということはもう既に前国会で決まつた法律に基づくものでございまして、恐らく、これはアサリにとどまらず、いろいろな食品関係の輸入の業者の方々はこうしたことを中に組み込んでの対応ということをやつておられるんじゃないかというふうな思ひます。

そういう意味におきまして、そういった応分の負担をしながらの対応の中で、偽装みたいなこととやつていく人たちがどういつた支援を求められるかどうか、具体的な動きというのが我々のところに来ていくわけではございませんけれども、そ

ういったことについてまでやるのは、全体的な正義あるいは公平のバランスの観点から、いささか問題があるのではないかと考えている次第でございます。

○鮫島委員 確かにおっしゃるとおりで、建前としては生鮮のアサリは流通していかないことになっているわけですから、そのことによって損害を受けるというのは論理的にもあり得ないわけですから、間違つて偽装流通業者に支援措置をとるようなことはしないでいただきたいと思ひます。輸入アサリがいつの間にか利権アサリになるようなことだけは避けていただきたい。そういうふうには、やはり海外から入ってくるものについての追跡調査なりというのは非常に難しいですね。

これは今、BSEでアメリカなどの牛肉の再開も問題になっていますが、食品安全基本法の中で、第四条、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の供給行程における各段階で安全性をチェックしなければいけません。これは国の内外を問わずということになっているわけですから、海外の牧場、農地の状態も、この食品安全基本法の建前からいえばそれもちろんとウオッチしないといふことになっていきます。

最近、農林水産省からいろいろ出される安心、安全というようなパンフレット類、あるいは具体的にとつては施策の解説書等々を見ても、国内の生産段階については随分きめ細かい監視体制なり指導が行われていると思ひますが、海外のものについては全く監視する体制がなくて、相変わらず水際検査を強化しますという表現にとどまっているんですが、こういう行政のやり方というのは食品安全基本法に違反しているんじゃないですか。どうやって海外の生産現場の実態、つまり、農場から食卓までの、川上の段階の監視を具体的にどうしようとしているのか、前からこれはわからないんですが、大臣の方から御答弁いただければありがたいと思ひます。

○島村国務大臣 御高承のとおり、輸入食品の安全確保につきましては、厚生労働省の検疫所にお

いて食品衛生法に基づく検査を行うなど、各般の措置を講じているところでありまして、

当省といたしましては、輸入米麦の検査や輸入農産物の残留農薬調査、あるいは海外の食品事故などに関する情報の分析、収集、あるいはこれを提供するための手を打っておりますし、また、輸出国における農業資材の使用実態やリスク管理政策などについての現地調査を実施しているところであります。

輸入食品を含む食品の安全、安心の確保については、安全な食料を安定的に供給するという観点から、厚生労働省と連携を密にして取り組んでまいりたいと考えているところでありますが、踏み込んで申し上げますか。この後御質問が出てくるようでございますから、一応ここで。

○鮫島委員 私も毎回同じような質問をしているんですが、やはり水際の検査だとしても限界があつて、農薬だけでも七百種類ぐらゐ使われているし、一部EUで問題になっているように、アメリカの牛が成長ホルモンに使われているとか、生産現場じゃないとなかなかわからない情報がたくさんある。したがって、水際検査には限界がありますよと。

二〇〇四年十月五日の農林水産委員会では同様の指摘をしたところ、大臣就任直後の島村大臣は、この点については私も全く同感でありまして、もし今までの点に欠けるものがあるならば、私の在任中にきちんと改めて、可及的速やかにそういう体制をつくりたいと思ひますと大変前向きな答弁をいただいたんですが、可及的速やかにという体制ができたんでしょうか。

○島村国務大臣 私は鮫島委員のお考えに基本的に賛成でありまして、就任以来、前の委員会でお答えしたとおり、当省内でもこのことの検討を行つておることは事実でございます。

問題は、我々なりに、海外に特別の検査員を置いて専門的に取り組んでもらいたいという面もな

ことについては、日本国の公権力行使に当たるという意味でいろいろ問題があるようでございますし、また、産地や積み地検査には莫大なコストが必要となる、そういうことが見込まれる中で、輸送中の品質変化に対応した輸入港での検疫は引き続き行ふ、今の段階ではそういう状況であります。

さはさりながら、私どもはあなたと同じ考えと申す以上、これからの輸入食品に依存する面が極めて大きいわけでありまして、これらの安全、安心に関しては十分な配慮をしていくという必要があるかと思ひます。少なくとも、水際措置を的確に実施するというだけでは物足りないという御指摘は、私どもも全くそういう考えを持つておりますので、この上にも努力をしますが、少なくとも、在外公館ルートを活用する等、これからはこれらについてどのような形で実現が可能であるか、こういうことを今いろいろ進めているというふうに承知をいたしております。

○鮫島委員 農林水産省が行つてはいる消費者向けのアンケートなんかも、輸入食品の安全性に不安を感じるという人が九二・三％だったと思ひますが、そのぐらい、消費者の方の心配が一番多いのが実はそこところなんです。輸入食品の安全性について不安をお持ちの方が大変多い。

私も、実は、どういう具体的な形があるかと思つて、我が党は我が党なりに勉強しているんですが、確かに、インスペクターとか検査官というようなことをいうと、非常に公権力の行使で向かうの内政干渉に当たるといふところもあるもので、もうちょっと何かソフトな形でのやり方、調査員みたいな形じゃないと無理なのかなと。いずれにせよ、多分根拠法が必要になると思ひますので、我々も党内で検討した上で、輸入食品安全確保法とか何か考えたいと思つておりますので、またそういうときは、ぜひ与野党協調で消費者の不安をなくすような具体的な体制づくりに取り組めればありがたいというふうに思ひます。

とについて伺ひたいします。

これも前、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の議論のときに、日本の備蓄制度は今百万トンという体制がありますが、これは需給調整のための備蓄で、そういう非常事態、有事ということを想定した備蓄体制は日本にはありません。それは確かにない、ないけれども、国民保護法の中身を詰めていく段階で、この食料備蓄についてもどうあるべきかということを議論するといふふうになつてはいるんですが、国民保護法の中で、有事のときの食料備蓄がどうあるべきかというのは、結局どうなつたんでしょうか。

○村上政府参考人 お答えいたします。

国民保護法のもとで、国それから地方公共団体、それぞれの非常時における対応について基本的な規定がなされておりますが、現在、政府全体としての基本指針、政府の方針といふものの検討がなされておまして、これを踏まえまして、都道府県、自治体における国民の保護に関する計画を策定するということになっております。緊急事態において、地方公共団体の長がそれぞれ国民の保護に関する計画を定める中で、住民の避難とあわせて、必要な物資、資材の備蓄ということが規定されております。

現在、基本指針を踏まえて、来年度中に各省における基本的な計画を定めるということになっておりまして、我が省としては、非常時における食料供給のためのマニュアル、食料安全保障のマニュアルというのを策定しております。その際に、備蓄も含めまして、国内生産の増大、それから不測の場合のいろいろなレベルにおける対応というものを決めておるわけでございますが、その中で必要に応じて国としての対応については考えていきたいというふうに思つております。

それから、都道府県につきましては、そういう形で、政府の基本方針に基づいた形で、各県、市町村においてそれぞれ検討がなされるというふうに考えております。

○**鮫島委員** ちよつと答弁がわかりにくい。

二つあるんですね。一つは、国民保護法の中で、自治体は国民の生活に必要な資材を準備しなければいけないというふうな決まっています。が、食料備蓄については、災害対策基本法四十九条で定められている備蓄、これを兼用してよろしいという規定は法律上はなっているはずですが、私が聞きたいのは二つあって、一つは、もちろん、災害対策基本法によって各自自治体が備蓄してありますが、実際、地震や何かが起こってみればわかるように、自治体によって備蓄のレベルに大変ばらつきがある。したがって、国として一定のバックアップとしての備蓄体制をとるべきではないかというのが一点。

それから、先ほどちよつとお答えになった、農林水産省は既に非常時におけるマニュアルを持っておりますという、この答弁もよく出てくるんですが、国内有事を想定したマニュアルなんかありますか、農林水産省が。港湾ストがあつた場合とか、何か海外で紛争があつて一時的にとまった場合とかというのでレベル0、1、2というのがあつたことはわかってはいますが、国内有事なんかを想定したマニュアルがあるんですか、農水省に。

○**村上政府参考人** 農林水産省で作成しておりますマニュアルの中で、レベルに依り、不測の事態の程度、国民に与える影響の程度に依りまして、レベル0、1、それからレベル2という形で想定をいたしておりますが、それぞれについては、いづれも国外的な要素による事態と、それから国内的な事態も含めて、不測になつたような状態も含めて対応できるような、両方のことを想定した形で策定しているところでございます。

○**鮫島委員** いや、違うでしょう。国内においては、天変地異という異常気象だけ想定しているわけでは、武力攻撃事態における、我が国が武力攻撃を受けたときにどうすべきかというのが新しい話で、今局長がおっしゃっているのは古い話ですよ。そういうことが想定されないと話で、我が国が武力攻撃を受けたときにどうするかという

のは非常に新しい話で、それについてマニュアルなんかあるわけないんですよ、農林水産省が。

だから、そういう、新たに法体系を整備して国民保護法をつくるんだから、農水省としては、今までの調整保管という備蓄じゃなくて、武力攻撃事態等を想定したときの備蓄というのを新たに考える必要があるでしょう、それを考えていますかというの質問です。

○**村上政府参考人** お答えいたします。

先ほどちよつと説明が不十分だったかと思ひますけれども、現在のマニュアルは、国内における要因、それから海外における要因、いづれも一般的な形で定めておりまして、例えば国内の要因におきまして、例えば突発的な事件、事故による農業生産や流通の混乱というようなことも、一般的な形で想定をいたしております。

御指摘のように、国民保護法に基づく対応をどういうふうにかけるか、今のマニュアルで十分なのかどうかというところは当然あり得ると思ひまして、その辺については、各省がそれぞれ基本計画を定めることになっておりますので、その中で十分検討したいと思ひております。

ただ、一点、先生御指摘の備蓄の問題ですけれども、これは国民に非常の事態に食料を安定的に確保するというのは国の責務であり、自治体の責務でございますが、その手法としてどういふものを使つていくかということ、必ずしも不測の事態に備蓄で対応するということがすべてではなくて、むしろその場合に、生産や流通をいかに確保するか、それから供給をどう確保するかという、備蓄と合わせた形で考えていくのが基本ではないかというふうに思ひます。

○**鮫島委員** 大臣にこれはお考えいただきたいんですけれども、いつもこの話のときは農林水産省は実は答弁できないんですよ。つまり、こういう非常事態のときの備蓄の責任の主体は実はどこなんだと。確かに、農林水産省は、食料、農業、農村という世界で国内措置をとることになつていて、こういう非常事態が起こつたときの、いざと

いうときの体制の整備は総務省かもしれないので、ちよつとこの辺は縦割りの壁で難しい要素があるんですが、政治家として考えれば、当然、非常事態、緊急事態、特に武力攻撃対処というようなことを想定して国家として一定の備蓄を持つておくのはある意味では常識で、お隣の韓国も四カ月分の米の備蓄を持つていますし、ヨーロッパの国々も大体数カ月から半年ぐらいの備蓄を持つています。

だんだん難しい国際環境になつていくわけですから、一番大きいのは、これは安心なんですよ。国民に対して、心配ありませんよ、国はいろいろなことを想定して数カ月分の備蓄は持つていますというところが私は大事なんだろうと思ひます。これは何も農林水産省の予算でやる必要はないと思ひますよ。もうちよつと全体的な観点からやればいいんだと思ひます。

ただ、そのときにいつも農水省が嫌がるのは、そういう形で備蓄を持つと、使わないときにそれを食用のマーケットに放出しなくちゃいけない、そうすると値崩れしたり混乱が起きる、したがつて、めつたにないような非常事態を想定した備蓄は余りたくさん持ちたくないという気持ちはわからないでもないんですが、二月十六日から京都議定書が発効しては実質文明が変わりました。

水と安全がただだと思ひている人は今余りいないでしょうが、まだ空気はただだと思ひている人が大部分なんです。二月十六日から空気に値段がつきました。もう既にEUのマーケットでは排出枠の取引が行われていて、CO₂一トン当たり今七ユーロ、千円ちよつと。それから、各事業所ごとにこれだけ年間出していいますよという枠が、今EUの政府が決めているのが一万二千の事業所、それぞれ排出枠を与えていて、一年後に報告をするんですが、もし与えられていた枠を超えると一トン当たり今五千四百円のペナルティーを払わなくちゃいけない。だけれども、EUの政府はなかなか賢くて、ペナルティーを払つてもいいし、政府から排出枠を新たに買い足してもいい

ですよ。当然、五千四百円より、今千円で枠を買えますから、オーバーした事業者はみんなそれを買うわけですよ。そうすると、政府は予算を一銭も使わなくて、どうやってももうかるようになっていくんですよ。

そういうふうな二月十六日から世の中が変わつたものですから、私は、バイオマス利用というのが今までと違つた付加価値を持つたんだと思ひます。農林水産省もバイオマス・ニッポンのかけ声のもとにバイオマス利用を進めていると思ひますが、だから、今のような、備蓄米が二年たつて古くなつたものは食用マーケットに回さずに、せつかく二月十六日から文明が変わつて新たな付加価値もつくわけですから、バイオマスとして使うことにもつと注力すべきではないかというふうな思ひます。

例えば、新日鉄が、米からつくつたアルコロールを燃料にまぜて使いますといえ、これはそれだけ排出を削減したことにつながりますから、それはそれで十分価値を持つ。多分、マーケットが成熟してくれば、米からつくつたアルコロールは、アルコロール本体は四十円です。しかし、CO₂の排出枠として五円の価値があります。四十五円で、二種類の価値がついたような取引がしばらくつと出てくると思ひます。

しかも、後者の部分、当初は五円ぐらいでスタートするかもしれない排出枠の値段は年々ともに上がります。アルコロールは四十円かもしれないけれども、排出枠の方は五円から始まつて、十円になり、十五円になりという、バイオの燃料とかというのとは全然今後案しみな素材なわけですね。ですから、その意味では、ぜひ農水省にこのバイオマス利用にこれまでも違つた観点から力を入れていただきたいというふうに私は思ひます。

ところが、これまでのパンフレットなんかを見ると、農林水産省が進めているバイオマス利用は、ほとんど廃棄物、畜産廃棄物とか林産廃棄物とか。農水省のバイオマスは、あれはバイオマスじゃなくてゴミノマスだと言われている。もつと

きれいな素材を使って、非常に良質なバイオプラスチックとか、十分ガソリンにまぜて使えるアルコールとかということに力を入れていただきたいと思っています。

最近、そういう意味では新しい試みとして、備蓄米のうち二千トンを上限として、バイオエタノールやバイオプラスチックなどとして放出することを決めたと聞いていますが、ぜひこの方向で御努力いただきたいと思いますが、この枠、二千トンというのは、今八十万トンぐらいいあって、カドミウムで汚染されてちよつと食べられないぞというのが三十七万トンぐらいいあると聞いておりますが、ぜひこの二万トンという枠を今後拡大していただきたいというふうに思いますが、拡大する計画はありなんですか。

○村上政府参考人 お答えさせていただきます。

現在、農林水産省としまして、政府所有の国産米のうち、長期間保有しているもので主食用としては向かないものにつきまして、約二万トンを試験的に入札販売する、今先生がおっしゃったようなバイオ、生分解プラスチック、あるいは燃料用のアルコールなどについて新しい需要があるかどうか、こういうことでアナウンスをさせていただいたところでございます。

先生おっしゃるように、これがマーケットとして、あるいはそういう市場が成長していくかどうかというところはまだ我々も見きわめがつかないところでございます。そういう需要が、今回の試験的なものでどういう結果が出てくるかということについてよく見ていきたいというふうに思っております。その上でまた検討していきたいと思っております。

○岐阜委員 バイオプラスチックは、生分解性、自然界でも分解するというので、これは長所でもあるし欠点でもある。今、富士通がパソコンのボディに生分解性のプラスチックを使っています。かなり苦労したようでして、そのままだとパソコンが腐っちゃうと。腐らないようにしなくちゃいかぬというのでかなり苦労をしたようです

が、こういう分野での研究開発は農林水産技術会議の方ではどんなふうになっていきますでしょうか。

○西川政府参考人 今、米でん粉を使っているバイオプラスチックというお尋ねでございますけれども、実はこの分野、私どもの研究開発は平成十六年度から新たに着手しているところでございまして、実際、今、緒についたという段階でございまして、すけれども、このバイオプラスチックがより安価に使えるようにということで、製造コストの低減に向けた技術開発に取り組むこととしているという段階でございまして。

○岐阜委員 最後に大臣からひとつ、このバイオマス利用にかける意気込みをお伺いしたいんですが。

○島村国務大臣 今のお答えをいたす前に一言だけ。

先ほど御指摘になった緊急時の備蓄について、何も気象条件だけじゃないぞという御指摘、まさにごもつともだと思ひますし、私は、内閣の中でもう一度この問題をきちんと詰めて、いい方向に持っていきたい。既にそういうことの検討がなされておることは承知いたしておりますが、内容について承知いたしておりますので、まず申し上げます。

また、バイオマス、まさにゴミノマスだというようなお話がちよつとありましたけれども、確かに、今までの段階では、食品廃棄物とか家畜の排泄物など廃棄物系の利用が先行いたしておりますが、バイオマスは、これからはそういう廃棄物系だけでなく、原料として質の高い農作物なども大いにその総合戦略の中へ組み入れていく必要がある、そういう認識を持っております。

今後、廃棄物系や農作物なども含めまして、我が国が有するあらゆる種類のバイオマスを十分に活用していきけるように、コスト削減に向けた技術開発を進めるなど、施策を充実してまいりたいと思ひますし、きょう承ったことごと、大変勉強にもなっておりますから、ぜひ活用させていただきます。

たい、こう思ひます。

○岐阜委員 ぜひ備蓄とバイオマス利用というのをセットでお考えいただきたいと思ひます。ありとございまして。

○山岡委員長 次に、小平忠正君。

○小平委員 おはようございます。民主党の小平忠正です。

先般、大臣が当委員会で所信の披露がありました。私は、それを拝聴いたしまして、そのとおりになったらいいなと大きな期待を持ってお聞きしておりましたが、まずそうならない、そんなことが先に頭に浮かびましたので、そういう危惧の念を持ちながら、しかし、島村大臣も二回目の大臣登板です。十分な政治的な経歴、経験を背景にいた、東京都出身であられますけれども、農業についての造詣も深く、頑張っていたことをまず期待申し上げます。

余り褒め過ぎると与党質問になってしまいますから、私は、本題に入つてまいりますが、実は先般の所信の披露におきまして、今後の農政推進の基本方向、これを定めるものとされた新たな食料・農業・農村基本計画の見直し、この策定方向についてのお伺いをしたいと思っております。

大臣は、所信の中で、個別問題に入る前に、あえて、これまでに遅々として進まなかった農政改革を、時代の要請、国民の期待に速やかにこたえるためにこれまで以上に加速をする、そういう方針を明確に出されました。スピード感という言葉も言われていますね。そういうスピード感を持つて各般の政策改革を推進していく、このように申されました。私は賛同です。ここまではエールを送りたいと思ひます。

さてそこで、この農政改革の焦点であります担い手の明確化についてであります。大臣は、認定農業者制度の活用、小規模農家や兼業農家等も参加し得る集落営農の組織化、法人化の推進を掲げて、品目横断的施策、担い手の経営に着目した安定対策への政策の転換を進めるとされております。この点は、私が従来主張しております専業、

兼業を峻別しながら日本の農業に見合う農政に転換していくという、そういう方向では私の持論とも一致しておりますので応援をしたいと思っております。しかしながら、大臣の所信では、基本計画の策定によって今後の政策の展開の方向を明確にすると言われながらも、その肝心なための具体的な担い手像については何らその姿が見えておりません。

農水省のさきの説明によりますと、新たな経営安定対策の対象経営の規模要件や支払い単価水準などの具体的な内容は、十九年度からの導入、これに向けて予算化をしていく、そういう段階で確定をしたいというお考えだそうではありますが、政府みずから農産物貿易のグローバル化等が進む国際情勢のもとで、我が国農業の生き残りをかけた、そういう農政転換、こう大きく銘打った割には、やはりスピード感が、大臣はそうおっしゃったけれども、私はそのスピード感は全然感じられない。これは私だけでなく委員の皆さんがそういうふうな受けとめているんじゃないかと思ひます。

また先日、二月四日ですが、行政と農業団体が一体となつて担い手となるべき農業経営の育成確保を図るとして、「平成十七年度に向けた担い手育成の重点方針」なるものが公表されております。その取り組みの冒頭の項目として「地域の担い手の認定農業者への誘導」という項目がありますが、これはいまだ姿も形も見えない。急ごしらえて、やみくもに認定農業者をふやそうという、そういうことになりかねない。それではないだけに農業者の不信をおおるだけだ、このように強く指摘をしなければなりません。

国民のコンセンサスづくり、これも大事であります。しかし、さることながら、肝心の農業者の信頼を得るためには、新たな制度の対象者とはいかなるものか、明確にすることが必要であると思ひます。それは、基本計画骨子案にある認定農業者や経営体としての実体を有する集落営農組織であればそれでいいのか、具体的にどのような要件

を設定しようとしているのか、そんなことを含めて、大臣の決意をまず冒頭にお伺いしておきます。

○島村国務大臣 いわば農業に対するいろいろな取り組み全体について、スピード感が少し乏しい、こういう御指摘もありますが、正直申して、私は、今から二十二年前に農林水産政務次官をいたしまして、平成九年からは農林大臣一期目を務め、今回またお務めということでございますが、これだけやってきつづくと思うのは、農林水産業を取り巻く国際環境、また国内環境が極端に変わってきたと認識を持っています。

国際的にはどう変わったかという点、もう今やポスターレスの時代である、そして国際分業の時代だから、いわば小農業生産国は、もう農業なんかやめてしまったらどうだ、工業でもうけたらよいというような意見が結構席巻いたしております、いわば我々の特殊事情に対する配慮とか同情というのがおおよそ期待できないぐらい厳しい環境が一方にある。

また国内的には、御承知のように、農業を、どれもこれもすべて一括にいけば援助をしていくということに対する国民の理解というものがかなり後退してしまっている。例えば、先生は北海道です、あるいはもう一つは沖縄、例えばそういう極端に厳しい自然条件と戦っている地域の農業、あるいは我が国は四二％は中山間地域でございますし、農家戸数でも四三％を占めますが、これらの地域の農業もまた、国家のこれらを考えますと絶対に必要だという面があります。

しからば、農業に携わる人はすべて保障され、いろいろな意味で、いろいろな国の援助等が必要かという点、それをやっていたのではやはり国民の理解が必ずしも得られない。そして同時に、国際競争力というのを頭に置いた場合、自立する農業を考えた場合にも、やはり今の状況で、今までどおりをやっていくということはもう許されない段階に来ている。

そこで、すべての農家、農業を対象とするので

なくて、真にやる気と能力のある、新しい時代に向かつて自立しようとする農業に対して重点的に援助をし、体質を強化し、そして同時に将来の展望を御自身たちにも持たせていただくというのが私たちの基本にあるわけであります。

ただ、御承知のように、五年に一回の食料・農業・農村基本計画というのがございます、この検討が今いよいよ大詰め段階に来ているわけで、三月中にはこの結論を得るわけでございます。これを持って私も次の新しいスタートをするわけでございますが、今までの流れその他を判断しながら、我々は新しい時代に向けた農業、農村の思い切った改革を進めようという意味において、今いろいろ先生御指摘になりましたけれども、私たちが決して内心じくじたるものも持っているわけではございません。十分とは決して申しませんし、農業の持つ特殊性というのは、御承知のように、一つの農業といっても、日本国内でもそれぞれの地域の実情というのは大きく異なるわけでございますから、一律には申せませんので、それだけに、少子高齢化等も踏まえて、簡単に結論が出て簡単にその方向に向かうという足取りはなかなか言うべくして不可能でありますけれども、しかし、私たちはあくまで前向きに将来への農業の改革を進めていきたい、こう考えているところでございます。

○小平委員 確かに、我が国は島国で、国土もそう広くありませんが、しかし、農業の形態は多様であります。また、地理的条件も非常に異なっている。それは、今大臣がおっしゃるとおりであります。

そこで、三月下旬に向かつてこの見直しの策定がされるわけでありまして、きょうはその入り口の段階で、今まで進めてきたことが多々ありますので、それを私は含めながらお聞きしていこうと思っておりますが、基本計画が閣議決定の段階では、また改めて当委員会を開いて集中的に審議することも、委員長にも要請をしておきたいと思っております。これは、理事会でまた後刻協議し

てください。

そこで、今言われた中で、特に新たな経営安定対策、この対象経営要件、これをお聞きしたいのでありますが、今規模要件が基本ということについて、私もある程度理解できます。例えば、今政府が言っております水田経営についての現在の担い手経営安定対策、この規模要件であります北海道十ヘクタール、内地県四ヘクタール、それから集落営農、これは二十ヘクタールを超えたときに、そういうことでありますけれども、あの広大な地域であります北海道でさえ十ヘクタールの要件を満たすことは非常に困難な情勢が一方にありますね。

そういう中で、政府の「農業構造の展望」等に示された理想的かつ安定的な農業経営、これを前提にして現実の経営実態を無視していくならば、これはやみくもにそのハードルを上げていっていいのかわからない、そういうことを考えて、今真剣に規模拡大等に取り組みようとしている担い手ほど、農業に、言うならば絶望感というか見切り感というのか、そういうものが植えつけられていってしまうと思うのでありますね。

そこで、担い手増について、私は今までの議論にあるような規模要件、そのみで対象を絞るのではなく、肝心なことは、その農家の収入の基本がどこにあるか、言うならば、その農業者の収入の主体が農業収入であるならば、面積要件にこだわらずに、規模がその水準に達していなくても対象をカバーすべきじゃないか、そのように考えます。

例えば、現在の担い手経営安定対策の規模要件を現況満たすことができないものであっても、将来の規模拡大に意欲を持って取り組んでいるならば、それぞれの地域において担い手として育成すべき農業者、農業収入がその収入の主体をなす農業者であれば、面積要件のみに頼ることは、重ねて申し上げますけれども、そんなふうに思いますけれども、これは局長が答弁しますか。

○須賀田政府参考人 新たな経営安定対策の対象

経営でございます。

私も、この対策の目的とするところは、やはり効率的かつ安定的な農業経営、すなわち、生涯所得において他産業並みの所得を上げ得るような経営を育成して、そういう経営が相当シェアを占めるような構造を実現していく、ここに目標があるわけでございまして、そういう経営を目指す経営を対象にしたい、抽象的に言えばこのような考え方でございます。

やはり、他産業並みの所得を上げ得る経営を目指す経営は何を見たらいいのかということでございます。先生言われたような収入の面もございまして、それから、生産方式でございまして、経営管理はどうしているのかということもございまして、将来構想、計画としてどのようなものを持っているか、やはりそこは少しチェックをさせていただきたい。一方で、現実の農家のやる気と意欲をそぐようなものであってはならない。かといって、構造改革にマイナスになるようなものであってはならない。

いろいろなことを考えながら今検討しているわけでございます、一つは、やはりそういうものとして認定農業者という制度がございますので、これはまず基本にしたい。それから、集落営農につきましても、経営体としての実体を有しております、将来他産業並みの所得を上げるような経営体として発展する可能性のあるもの、これについても対象としていきたい。あと、具体的にどういった要件を課すかというのは、現在いろいろな地域の実情を見させていただいておるところでございます、そういうものを踏まえて、具体的な条件をまたこしの夏以降議論をしていきたいと考えております。

先生言われるように、収入の面で、過半の収入を農業で上げているという経営を担い手とすればいいではないかというお話でございます。

一つのお考えではございますけれども、そういう条件にいたしますと、例えば高齢の農家の方で専業経営と言われる方もそういう要件に該当する

わけてございまして、これを担い手と位置づけるのはちょっと難しいのではないかと問題もございまして、技術的にも、個別の経営の収入の中で農業収入がどれだけのところを把握するの非常に難しいところを把握してはなくて、やはり総合的に経営をとらえていく必要があるのではないかと考えております。

○小平委員 確かに、この国は、特にヨーロッパ諸国と違って、専業、二種兼、いろいろな形態が複雑に交錯していますので、局長が言われるように難しいことは私も承知しています。しかし、私が感ずることは、農水予算は今後減ることはあってもふえることはないでしょうね。では、それをどう有効に活用するか、そういう観点に立った場合、やはり政府が言うように、絞り込み、そうしなければ足りない農水予算は有効に使えない、それは私も理解できます。しかし、それでは、全中の背景とする二種兼地帯は納得しませんよ。きのうも全中の諸君とちよつと話をしましたけれども。

そこで、私が提案したいのは、やはり高齢者はその範疇ではないと今言われましたよね。それから、農業収入をいろいろと判別するのは難しいと言われた。そこも私は理解できます。であるならば、いわゆる時限立法的にとらえて激変緩和措置ですよ。このスタートにおいてはそういうところもカバーをしていく、そして、将来は政府が言う方向、これに沿っていかなければ将来には対象から外れますよ、そういうことも段階的に盛り込んでいけば、いわゆる混乱を静めながら、方向に向かっていくと思うんですね。そういうことも含めて、今その見直しに向かっての作業途上でありまして、ぜひ検討していただきたいと思っております。

それでは次に、昨年の委員会でも、例の米の稲得、それから担経、これは私は、はっきり言って政府のいわゆるチョンボだと思ふ。瑕疵があった。政府は、この制度は各府県に自由裁量で任せ

ただからおれたちの責任じゃない、そう言われた。いろいろと主張はありましよう。しかし、実際にはその政策の欠陥によって単に生産者が打撃を受けた、これはもう事実であります。きょうは少し穏やかに話をします。余り罵倒しては立場も悪いでしょうから、穏やかにやりますけれども、ちよつとそれについて復習をしたいのであります。

そういう中で、この制度に、特に全国でも加入率の高い北海道ですら不信が募って、促進どころか加入拒否の声さえ聞こえてくる。また、変な話、集荷円滑化対策、これだつて全休農家ほどメリットが多いでしょう。そうでしょう。まじめに取り組んでやっていくという農家は、これは大した恩恵を受けていない。では、全部休んじやえ、そしてほかに仕事に行つてその分もらつた方がいいという、最近はこの不況によつて出稼も仕事も余りない、そういう状況はいっぱいありますけれども、こんな状況ですね。

そこで、この収入、所得の変動による影響の緩和対策の基本的考え方として、現行の担い手経営安定対策をベースに考えておりますね、政府は今、私は、そのところが機能していないと重ねて申し上げます。

したがって、あの指摘を受けて、今回は農水省も政府特例をつつて十七年産に対する生産者の制度加入拒否を食い止めよう、こんな努力がされておりますね。そこで前回提示されました。しかし、はつきり言つて余り評価はよくありません。

例えば、政府の特例案では、もし米の作況を一〇〇とした場合に、当年産価格は、言うなれば、あの制度の方程式に乗っていきますと、一万三千二百円で担い手経営安定対策が発動します。これは、基準収入十二万三千二百八十円、こうなりまして、過去三年ですから、あの特例によつて、

当年産収入は、一万三千二百円の段階でいいますと、七千二百円減の十一万六千六百六十円です。そうすると、これに対する補てん金はわずかに二百五十円。これは、生産者の拠出金の十アール当た

り千三百三十円の範囲内です。どこにメリットがあるのか。また、作況が少しく悪く九八とした場合、この場合には四千四百四十円減になりますので、補てん金は二百七十円、これは当年産価格が一萬三千八百円で発動しますけれども、二百七十円。

結局、平年作であらうと不作であらうと、いずれの場合であつても、生産者の経営安定対策に対する期待からは遠いものである、このように言えると思います。

今回の特例案が示された後の異常年である十四年、十五年が除かれたことは一応評価できますが、そもそも制度設計において、再生産可能な価格と収入を考慮する必要があるのではないかと私は強く感じますね。

そこで、今までについての見解を聞きたいのでありますけれども、さらに一つお聞きしたいことは、一つの考えとしては、十六年産に対する対策が発動しなかつたあの去年の経緯を反省して、十六年産に係る生産者拠出金を、今年度、十七年度の拠出金として充てることはできないかと。一つの窮余策ですね。そういうことを含めて生産者からは切実な声も聞こえておりますが、これらを含めてこの制度についてどうこれからやっていくか、答弁をいただきたいと思ふ。

○須賀田政府参考人 米の担い手経営安定対策、米の収入が一定程度下がったときに補てんする仕組みでございまして、その資金を国と農家が積み立てるということでございます。問題は、この設計上、いかなる事態に備えてどれだけのお金を積み立てておくかということだろうと思ふんです。

私どもの今の考え方は、三年の政策の期間を見通しまして、毎年度、稲作所得基盤確保対策、下の対策とあわせて基準収入の一二％の変動に対応し得るものを、通常の変動なんですけれども、これを国と生産者が三対一の割合で積み立てよう、

こういう考え方でございまして、これを毎年度積み立てていくこと。その年使わなかつたお金は翌年に繰り越すわけでございますけれども、翌年もそ

の割合で積み立てまして、通常以上の変動があつた場合にも対応することができ、こういう考え方で設計をしているわけでございます。

実際、昨年の経験でございますと、大きな台風に襲われたわけでございまして、単年度で積み立てたお金でも足りなかつたというようなケースもございまして。一応、そういうことで積み立てて、制度設計しておりますので、そのところは生産者の方々に御理解を願いたい。三年後に余りましたらお返しする、こういうことになっておるわけでございます。

○小平委員 私は、今の稲得にしても担経にしても、やはりこの制度の決め方にそもそも何ら救済的な方向が見えない、これが一般共通の見方でありまふ。

したがって、今の時代、農業というこの世界、当然消費者の強い支持と理解がなければいけない、これはもう言うまでもありませんけれども。しかし、実際に実践しているのか。この人たちがきちんとやっていけば、良質で安全な食料の提供はできないと思ふんですね、これはもう釈迦に説法です。

であるならば、あなたたちは優秀な官僚集団ですよ。まず、結論の数値を先につくつて、逆算して入り口に向かっていけばその方程式も変わってくると思ふんだ。本場に痛みがわかつてくるのか。霞が関、永田町に鎮座して、本場に農業の現場の実態をわかつていけるのか。表現を変えましよう。ここにごめいてと言うのはもつと悪いね。私は、本場に現場の痛みをわかつていけるのかとまじめにお聞きしたいと思ふ。また改めてこの基本計画については集中審議があると思ふので、きょうはその問題、これについては次に進みます。しかし、納得していませんよ。

さて、三位一体改革のことについてであります。これについては、この後、堀込さんが詳しく質問に立つ予定でありますので、私は一点。

昨年の委員会での法改正があつた、言うなれば、農業改良助長法ですか、このことを委員会

もやりましたが、これについては、農業改良助長法並びに農業委員会、これに対して法律の一部を改正する法律案、これは十二時間四十分のわたる質疑、参考人も招致をして、審議を尽くしましたね。これについてのことでありますけれども、農水省としても、農業委員会に関する懇談会や普及事業の在り方に関する検討会等々、関係者各位による貴重な提言を受け、存分に練り上げた上で、政府提出法案として上程されたわけですね。加えて、この委員会審議の過程を経て、両案ともに附帯決議が付され、特に農業改良助長法においては、交付金については、国の責務、国と都道府県との役割分担の重要性、これを踏まえた上で、そのあり方を検討すること、これが決議をされました。

ところが、その後、六月四日に閣議決定された基本方針二〇〇四では、「国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。」との方針のもとで、移譲対象補助金の内訳のトップに協同農業普及事業交付金が挙げられたのであります。

そして、昨年十月、国と地方の協議の場においても、農水省は、まずは三兆円削減ありきという小泉流三位一体改革における本末転倒論議、地方への負担を押しつけ、改革に余り抵抗もなく、しまいには、税源移譲を行っても必要な事業が確実に実施されると判断される事業を対象としたので農林水産施策の実施には支障がない、こう言われたのであります。

それでは、委員会におけるあの慎重な審議を経て、あえて決議まで付して通した法改正、この成立からわずか半年、しかも、四月の改良助長法の改正の施行前にこのような決定がされるのでは、これこそまさに猫の目農政ここにきまわれりじゃないですか。

そこで、各自自治体では、この決定を受けて、早速、人員削減の好対象として普及事業をとらえ、また、普及員手当についても、ただの調整手当ぐ

らいにしか考えていない、どの県でも削減されているのが現状のようであります。

四月の施行によって、せっかく新しい資格試験も始まるというやさきに、現場職員の意気も下がる一方じゃないでしょうか。また、受験資格を得るまでの見習い期間の身分も不安定な中で、このままでは普及指導員を目指すとする有能な人材がいなくなってしまう、そんな危惧をいたしております。

大臣に、農林水産行政の最高責任者として、この経緯と結果については、当委員会に対して、また、農業、農村の振興のために農政の最前線、現場で奮闘されている普及指導員に対してどのような申し開きをするのか、まず大臣からちよつと簡潔にお聞きしたいと思います。

○島村国務大臣 三位一体改革、これは地方分権の土台づくりといひましようか、要するに、一歩前進の形で、これにかなり我々は鋭意取り組んだところでございますが、少なくとも、御指摘の三位一体改革で税源移譲される事業については、地方自治体が適切な裁量を生かしながらも、確実に執行されるということが担保されることが大前提でございまして、我々は、そういう中であつて、都道府県の業務として定着していること、あるいは普及指導員の必置規制などにより事業の継続的な実施を担保する法制度が維持されていることなどから、いわば税源移譲して三位一体改革を進めるという形をとっているところでございまして、私も、地方の農業の関係者に対してそれが何か御心配の種になるというようなことは受けとめておりません。また、そういうことに対しては当然に配慮をめぐらせていくことが我々の責務でありますので、先生の御指摘に関して、私たちは同じことを考えているのかしら、こんなふうに感じて

います。

○小平委員 今の答弁は局長が言つても、同じ原稿でしょうから、同じでしょうけれども、ただ、我々は地方分立を主張していますし、その方向には来ているんですが、しかし、問題は、政府の責

任が軽くなったからといつて、おらつちや知らぬ、端的に言つて。そうじゃなくて、やはり適切な指導助言をしながらいかれることを要望しておきます。

さて、時間も余りありませんので、食料自給率、これについてお伺ひいたします。

まず、六年前に農業基本法は改正されました。そして、食料・農業・農村基本法、こういうことになりましたね。かつての農業基本法は、この国の農業は、あの戦後の混乱期を経て、いわゆる発展していける、そういう大きな期待を背景にしてつくられましたね。しかし、三十数年たつて、今、農業は非常に採算性の乏しい産業である、これは万人が認める方向になつてしまひました、残念ながら。しかし、国の存立のためにはなくてはならない産業だ、この共通認識のもとに、今から六年前に法改正いたしました。

当時、私も、当委員会の筆頭理事としてこの法案修正に参画をし、私どもは、政府案に対し欠けているところを修正させて通過させた経緯があります。

そのポイントは、まず、政府案に欠けていた、農業生産を基本という状況でありましたので、私も、農業生産の増大を図ると。これは違ひますよ、農業生産を基本と農業生産の増大を図るでは、その、増大を図るということ、これは第二条第二項です、修正させましたね。

もう一点、今私がこれからお聞きします食料自給率、これも、政府の案では、自給率の目標は、国内の農業生産及び食料消費に関する指針としてという、そういう方向だったんですけれども、我々は、食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、向上を図る、ふやすことですね。それを旨とし、こういう修正が、政府はそれを受け入れて、そして三つ目は、行政が恣意的に進めるのではなくて、国会にこれを報告する

と。

か、全党一致でしたね、それで、入り口は超党派でもってあれをスタートさせた経緯がありますね。

そこを振り返つてみて、大臣、しかも政府は、今この国の自給率は四〇%と低い、これを五年後に見直す、そういうことを言われていますね。選挙もそう言われた。衆議院選挙、参議院選挙、戦つた。これは公約ですよ。

しかし、結果的には、最近何か言われていることは、さらに五年間先送りして、十年後に四五%を目指す。これでは基本法の理念から外れてしまふのではないかと、そう思います。そう強く指摘をします。

さらに、今回私が驚いたことは、こともあろうに、自給率をカロリーベースではなくて金額ベース、これを取り入れて併用してこれを出す。何かその説明によると、野菜はカロリー計算すると低いから、あのように野菜農家が頑張つて、そういうこともしんしゃくしていくと、金額的には結構な額になるから、それで計算すると、何か一説では七四%ですか、そんなことをやられてゐるようでありますね。

官僚諸君、あなたたちは本当に悪知恵というか、そういうことについてはたけているわね。本当にその点利口だよ、たけている。でも、こんなことをやったら、ますます混乱というか、そして行き着くところは農政不信ですよ、また目くらましかと。

やはり今までのカロリー計算でいつて、カロリー計算というのは、人間が生きていくためのいわゆるカロリー計算をベースにしているんでしょ。人間、この農業、食料というのは、金額で生きているわけではないですよ。だから、カロリー計算をもとにして、どうやって上げていくかということ、それを最大の柱にして進めていくのが農政じゃありませんか。まず、そこをお聞きしておきます。どなたが答えるんですか。

○島村国務大臣 現行の基本計画、これはいわば基礎的な栄養でありましてカロリーに着目したカロ

リーベースということをやっているわけですが、その一方で、金額ベース、食料自給率の目標というものも参考としては示してきたところがあります。

しかし、カロリーベースの食料自給率は、それはそれなりに指標として非常に貴重であります。が、その一方で、今お話もありましたカロリーの低い野菜とか果実、こういったものがいわば国内の生産活動に適切に反映されていないという批判もいろいろ出たところでありまして、特に国産農産物の国内市場における経済的な価値を評価する指標として金額ベースの必要である、こういうことが指摘されて、実は、カロリーベースだけでなく金額ベースのものもしようということになります。

カロリーベースをやめてしまつて金額ベースという、自給率がばかに高まつたような感じがいたしますが、これは実態的に申し上げると、平成二十二年を目途に、今四五%を目指して一生懸命努力をしているんですが、なかなか思うようにいっていません。簡単に言えば、いわば消費者の食生活がむしろ私たちの期待とは逆行しているわけでありまして、こういうことを含めて我々はしっかりと対応ができないと、この数値はともとても果たし得ないわけでありまして、私たちは将来に向かっては、あくまでカロリーベースの自給率は自給率として、一方で、金額ベースのものをつくつて、生産者のいわば働きがいといましようか、そういうことの指標も今回新たにつくろう、こう申しているところです。これも従前からあったものでございます。

○小平委員　そういう言いわけをつくられたようですけれども、それは大臣、誤解と混乱を与えますよ。私は、この自給率については少しく用意したんですけれども、時間がもう余りありませんので、次回にまた機会があれば質問しますけれども。

大臣、自給率と言われるけれども、皆さんのお手元に参考資料が渡っていますね。ちょっとそれ

を見ていただきたいんですよ。二枚お渡ししました。まず、各国の食料自給率の比較、こう書いています。日本は一九七〇年六〇%が今四〇%。お手元に行っていますね。

しかし、この自給率ということ、こんなことを言っているのは日本だけなんですよ。何か話を聞くと、韓国ではこういうことを計算しているんですよ。これは、FAOの統計ののつとて、我が国政府が勝手に算出した各国の自給率でしょう。こんなことを問題にしているのは日本だけなんです。アメリカもヨーロッパも、いわゆるサミット七カ国ですか、こんなことは全然議論にならないんですよ、自給率なんてことは。何か、あたかもこれはほかの国も全部こういう自給率を設定して、それぞれの国会で議論しているかと思つたら、ないんですよ。この国だけなんですよ。そういう状況は、一つ確認、間違いないですね、それで、いや、これはその国からいただいた数値じゃないんでしょう。そうでしょう。時間がないから。

それで、その次に私はもう一点、次の表をお配りした理由は、なぜこの国は自給率が低いのかという問題。

これは、自給率ということはいろいろ言われますけれども、やはり主体はその国の基幹作物です。この国は米です。欧米は小麦です。それにあわせて補完作物。日本なら小麦、大豆。また、欧米なら小麦を主体として、国によつては、米や大豆やパレイショ、あるいは粗粒穀物と言われています。大麦やライ麦含めては、そういう世界です。それが加味されて自給率が上がっているんですよ。

しかし、この国は、米が一〇〇、その作況によつて豊作、不作がありますけれども、生産調整で抑えられている。米をつくるなど。そして、小麦や大豆が、小麦はこの国は一四%ぐらいですか、それから豆類が六%、大豆なんかは五%ですよ。このように非常に低い状況です。これがこの国の自給率を下げているんですよ。

いいですか、ごらんになってわかるように、まず野菜は約八〇%いっていますね、八〇%。これはまあまあでしょう。果実は約半分だ、四四%。これはほかの国もありますよ。ドイツなんかは果実は四一%だ、カナダなんかは一六%だ、輸入に頼っている。それから、幸いに卵は九六%。魚介類も五〇%。国によつては、ドイツなんかは二一%。まあドイツは魚の消費は少ないですけども、イタリアのああいふ多い国でも二八%。フランスも四〇%。こういう状況ですから、そこはまあまあいっていると思つていいですよ。

問題は、小麦と大豆です。この国の補完作物、小麦。それで、政府も、最近小麦の生産も増大していると言っている。しかし、それはめん類に適用できる小麦の世界ですよ。今、豪州のASW、これはブレンド小麦ですけども。大事なことは、今、日本人の食生活で大きな範囲を占めるパン類、パンに使える小麦、この生産が日本は弱いんですよ。

であるならば、公金、税金を有効に使うためには、今いろいろな省庁でいろいろな不祥事が起きています。この我が国の優秀な技術、さらに予算と人を投じて、このパン類に使える小麦の生産に、しかも、小麦というのは、日本のようなモンスーン地域、湿度の高い国ではなかなか不適と言われています。やはり小麦は乾燥地帯、ドライ、ウエットの、あの地域がそれは適しています。しかし、改良すればできる。そこにもっと政府は力を入れて小麦の生産をふやせば、おのずから自給率は上がってくるんですよ。そのことを指摘しておきたい。

それからもう一点、先ほど鮫島委員からも指摘があった備蓄の問題です。これは大事な問題です。

私も、今、備蓄のこの百万トンなんていう少量ではなくて、MA米が一方ではあるけれども、もっと棚上げ備蓄にして、我が党は三百万トンを主張していますけれども、米の生産調整もやめて自由につくらせる、そしてその剰余分が輸出

や海外援助、あるいは古くなれば飼料に使うとか加工用とか用途を考えていくこと。

それはなぜかという、今私が配った資料の中で、欧米諸国は食用穀物、ごらんになってください、カナダは一八九%、フランスは一七三%、ドイツは一二〇%、アメリカに至つては一九九%でしょう。その国の消費以上に小麦をつくらせているんですよ。一方、この国はちゃんと抑えちゃっている。備蓄がどうこう、あるいは倉敷がどうこう、倉庫の保管がどうこう言うけれども、国としてそのところをしっかりとしないからこうなつちゃうんですよ。

そこで、備蓄という話を続けてします。

実はこれは分けて聞きたかつたんですけれども、私も確認しましたら、大臣、備蓄なんという言葉はないんですよ。この国だけですよ、備蓄なんて言っているの、先進諸国で。これは、農林水産省調べですから、平成十六年一月現在、備蓄の概要、米国なし、カナダなし、フランスなし、ドイツはパン用穀物を一カ月分目標、イギリスもなし、豪州もなし。なぜないか。備蓄なんかする必要ないからですよ、生産者にきちんとつくらせているから。だから、一朝有事の際に基幹作物が枯渇して国民がパニックを起こす、そんな要因がないんですよ、十二分につくらせているから。この国はつくらせていないから備蓄というところが起るんですよ。

備蓄というのは世界共通語じゃないんですよ。まあ韓国とか一部の国にはあります。スイスとかはあります。私が問題にしているのは、いやしくもこの国はサミットの参加国です。世界一等国を自負しているんですよ。その国が、我が国だけが備蓄なんて言っているんですよ。こんな状況を、あえて私から申し上げておきます。これは世界共通語じゃない、お粗末なこの国の農政によつて起きた言葉だと。いや、大臣、首を横に振るけれども、では、アメリカは備蓄というあれはあります。備蓄なんかいないんですよ。それなりのあれをきちんとつくっているから。

そういうことを踏まえて、生産量と備蓄を分けないで、備蓄も生産も一体にして、きちんとした生産体制をつくる、それについて国民の理解、コンセンサスを求めていくという、そういう方向にいかねければいかぬと思う。

時間が経過しましたので、簡潔に御答弁いただきます。

○島村国務大臣 確かに、備蓄は大事ですし、我が国の特殊事情といえども、そうかもしれません。

しかし、御高承のとおり、例えば、ヨーロッパ諸国は、お互いに大農業生産国との隣り合わせもありまして、例えば、一〇〇％ない食料自給率のイタリーにしろイギリスにしろ、穀物自給率、主食用の穀物についてはそれぞれ一〇〇％を上回っている。全体的にとらまえても、お互い地続きの土地で自給率が確保できるという非常に強い立場を持っている。

一方で、アメリカにしても、北米大陸あるいは中南米大陸、それぞれに隣接する地域あるいはそれらの関係で、かなり農業生産国は大きなものを控えている。

一方で、日本の場合は、例えば、日本もそうですが、韓国もそうです。最近では中国ですら食料輸入国になろうとしている。となると、何かを不足しているからすぐに手に入れようとしてもなかなかできないですから、当然のことに、有事に備えて備蓄が必要だということになります。

また、備蓄については、我々がやみくもに決めているのではなくて、消費とか生産とか流通とか、それぞれいろいろな分野の方々の代表者による備蓄運営委員会によって約一年間これが検討された結果、一つの方向が示され、それに従って備蓄を行っているということをごいまして、いろいろ申し上げたいことはたくさんございますが、いわば、きょうは先生とともに次に送りたい、こう思います。

○小平委員 簡潔に申し上げます。
誤解なきように。私は、備蓄は必要ないと言っていない。備蓄は日本には必要なんです。

今大臣がおっしゃったように、ヨーロッパ諸国は、EUも形成して、お互いに隣国同士が補完し合っている。そのとおりですよ。我が国はそれがない、残念ながら。我が国だけだ。だから、備蓄が必要なんだと。

もう一点言うならば、今大臣が言われたヨーロッパは、補完し合っているけれども、協力し合っているけれども、しかし、各国とも国民の消費以上の生産をしている、お互いに。さらにそこに協力関係ができています。これは強固ですね。この国にはそれがありません。しかも生産量が限度ぎりぎりだ。だから備蓄が必要だ。もつとしっかり備蓄をして、そしてこんな論議はしなくてもいいように体制を整える。そのことを私は言っている。であって、おわかりでしょうね。

終ります。

○山岡委員長 次に、堀込征雄君。

○堀込委員 堀込です。
きょうは、三位一体を中心とした農林予算とあるいは基本計画について質問したいわけでありまして、ちよつとその前に鯨の問題を質問したいと思ひますので、質問順序をちよつと通告とは変えますが、よろしく願ひしたいと思ひます。

今、農業の国際交渉、WTOやFTAやEPAだとかいろいろ重要な国際会議があるんですが、もう一つ、鯨の問題について、この六月ですか、IWCの総会が韓国の蔚山で開かれる、こういうことになっていまして、今までの歴史を見ても、なかなか日本の主張は通りにくい状況になっています。しかも、これは、南水洋の鯨類の捕獲調査、第二次の調査に移行するという大事な年でもあると思ひます。この会議に臨む基本的な考え方を、まあ恐らく反捕鯨国との対立がますます深まるんだらうというふうに思ひますが、どういう姿勢で臨むか、最初にお伺いしておきたいと思ひます。

○田原政府参考人 お答え申し上げます。
捕鯨問題につきましては、我が国は従来から国際捕鯨条約の目的に即しまして、鯨類は重要な資源であること、科学的根拠に基づきまして持続的に利用すべき、こういった基本的な考え方で捕鯨再開に向けた取り組みを展開しているところでございます。

ことしの六月に蔚山で次期五十七回目のIWC総会が開かれますけれども、こういった我が国の主張に対しまして理解を示す国、こういったものは結構あつておりました。近年では、いわゆる持続的利用推進国と反捕鯨国、勢力はかなり似通つたような状況になつていっている情勢にもなりつつあるのではないかとこのように思ひます。

こうした中で、今回の委員会におきましては、私も、一つは、捕鯨再開に向けて、いわゆる新しい管理方式、RMSと言つていますが、この早期完成に向けて努力する、これが一つ大事ではないかというふうに思つております。

それからもう一つは、今先生が御指摘になりましたように、第二期の南水洋の捕獲調査に今度から入つていくわけでございます。科学的知見のさらなる充実を図るということで、この次期IWC会合におきましては、次期調査計画を提出いたしまして、引き続き調査を実施していきたい、かように考えている次第でございます。

○堀込委員 日本の同調国がふえてきたというふうにおっしゃいましたが、私も、毎年関心を持っているんですが、なかなか反捕鯨国の勢力というのは強くて、まあ小さな国と言つては失礼ですけれども、だんだん、だんだんふやしたり、努力は認めるんですが、どうもうまくいっていないと。

このままではIWCの存在そのものが、科学的な、基礎的な考え方も全然なしに、感情的な論議で終わつていくという経過を見ても、僕は、IWCの脱退ということも一つ視野に入れて新しい仕組みをつくらないと、何か感情的な国際的な反捕鯨団体に牛耳られた、それによって何か捕鯨の問題がすべて取り仕切られるという国際関係になつていくんじゃないかと。

そういう意味では、負担金もたしか一番多いんですよ、日本が。負担金だけ払うけれども、どうも日本の主張はさっぱり通らない。それが科学的であればいいんですけども、私も見る限り、非常に非科学的だという実態があるわけでありまして、この脱退ということも少し視野に入れたらどうかと思ひますが、大臣、いかがですか。

○島村国務大臣 お気持ちはよくわかります。私も、ある意味で、個人としては同じ気持ちに走りたいのですが。

ただ、私自身も、大臣に就任してすぐこの問題をちよつと聞きまして、最近、今お話ありましたように、確かに捕鯨を再開すべきだという意見の国が大分ふえてきて、勢力がほぼ拮抗する段階までは来ている。ただ、捕鯨再開に向けては四分の三の賛成が必要なので、その勢力にはまだ及ばないというのが一つ。

特に私も腹立たしく思うのは、全く科学的でない。例えばミンクジラなどは、最近かなり数がふえ過ぎていて、網が大分損傷を受けている、こんなような指摘もあるところですから、我々は、これからの国際社会でちゃんとそのことを訴えながら、数のふえることに最善を尽くすのがとりあえずの道。どうしてもこれがちがいが明かないのであれば、これは当然に脱退ということも考える必要がある。

ただ、脱退を初めから慮外に置いているわけではございません。この点だけは、よく状況を判断しながら、これからの対応に努めたいと思ひます。

○堀込委員 次、蔚山会議の対応を見ながら、場合によれば大きな政治的決断が要るんじゃないかという気がしますので、そのような対応をお願いしたいと思ひます。
それでは、予算委員会も大詰めに來ていますが、今年度の農林予算を中心ちよつと質問をさせていただきます。
農林予算の総額が、三兆円を割つて二兆九千六百七十二億、公共が一兆三千億余り、非公共で一

兆六千億余りというこの農林予算書を見ているんですけれども、どうもわかりにくいんですね、役所の予算書というのは。民間会社であれば、大体、貸借対照表とか損益計算書があつて、利益が上がつっているかどうかというのはわかるんですけども、利益はともかくとして、少なくとも管理費ぐらいいは国民にわかるようにした方がいいんじゃないかというふうに思っているんです。

そういう意味で、最初に、約三兆円の予算のうち、農林水産省の人員費が占める割合、あるいは管理費を含めた割合、あるいは農林水産省の職員は何人いて、どういうことになっているんでしょうか。

○小林政府参考人 お尋ねの人員費、管理費でございますが、私どもの予算総額、十七年度二兆九千六百七十二億円でありまして、その中の人員費であります。これは、私どもの職員給与とか、それから審議会などの委員に対する手当などから成りますが、一千八百八十二億円で、全体の六・三％であります。それから、管理費は、これはいろいろ一般的な事務処理費でありまして、旅費とかあるいは物件費から成りますが、これは七百六十七億円で、予算総額の二・六％を占めているということでございます。

いずれも、これは私どもの施策を展開していく上での基礎になります重要な予算でありまして、当然のことながら、その適正な執行に努めるということでございます。

確かに、こういった予算の説明につきまして、私ども、全体の政策体系を明らかにしてその中の方向づけた予算の内訳を示しておりますが、なかなか、こういった基礎的な予算については必ずしも明確に御説明しておりませんけれども、おっしゃいますように、いろいろな意味で、これから効率化とかそういったものが求められておりますので、また来年度以降、予算の説明の際には十分工夫をしていきたいと思っておりますのでございます。(堀込委員「人の数は」と呼ぶ)失礼しました。

私ども、今、定員三万人でございます。もちろん、特別会計、一般会計含めてでございますけれども、三万人の職員であります。

○堀込委員 大体わかりました。三万人ですが、半分は現業職員といいますが、旧食糧事務所、統計事務所、林野庁という、大体そういうことになっているんだと思う。

そこで、昨年の十二月二十四日に行政改革の方針が閣議決定されておりますが、とりわけ農林統計の問題について決定をされているというふうについてお聞きします。こういうものを含めて、今後、民間会社ならば、人員費とかあるいは管理費とか、スリム化を図るのでございますが、これに沿った、閣議決定に沿った具体策というのは今検討しているんでしょうか。

○小林政府参考人 まず、昨年十二月決定の政府全体の閣議決定のポイントを申し上げますと、一つは、スリムで効率的な政府を実現するために、地方支分部局などの事務事業の抜本的見直し、あるいは情報技術の活用によりまして内部管理業務の合理化を図る、その中で、十七年度から五年間で総定員の一〇％以上を削減する、これが一つの目指す事項となっております。

また、あわせて、独立行政法人の組織、業務全般の見直し、行政効率化の推進、公務員制度改革、公益法人制度改革、規制改革、地方分権の推進など、各般にわたって各府省共通に取り組んでいく、こういったことになっているわけでございますが、この中で、私ども農林水産省といたしましては、この方針を踏まえまして、例えば農林水産統計の抜本的な見直しでありますとか、それから、情報部門のアウトソーシングの推進、こういった要請がございますので、そういったことを踏まえながら、地方支分部局の事務事業の見直しを進めていく必要があると考えております。

また、ことしの夏には、政府全体の定員削減計画の改定というスケジュールになっておりますので、こういった政府全体の取り組みの中で適切に対応していくことを考えておるところでございます。

○堀込委員 閣議決定で、今答弁のあった水産統計のお話あるいは情報のアウトソーシングの話というのはのっているわけでありまして、

いよいよこの後、三位一体改革の質問に入るわけですが、小泉内閣の基本方針である、地方にできることは地方に、民間にできることは民間にということ、さっきの人員の話もそうなんですけれども、地方自治体の業務と農林省の地方事務所、地方支分部局の業務というのは、ある程度、人員も両方ともかなり多いんですけれども、これは、おおよそ県庁の農政課の職員ぐらい地方支分部局にいるんじゃないかという感じがするんですが、そういう意味では、地方分権改革を進めるに当たって、とりわけそういうところについて、

もちろん雇用はちゃんとしなきゃいけないんでしょうけれども、そういう地方分権に当たっての人員の合理化とか行政の効率化とかいう点は検討する必要があると思いますが、どうでしょうか。

○島村国務大臣 私どもとすれば、地方にいろいろな支分部局が多過ぎるという御指摘も、わかることはわかるんですが、私が就任して、また改めて調べてみますと、逆に、やはり地方のいろいろな細かい事情に触れるということになりますと、数が少ないと、全く上から想像して物を行うというようなことになってしまつて、細やかな、いわゆる農業の分布に対する対応というものが現実にはきなくなつてしまつて、だから、特に今回私はそれを痛感したんですが、昨年の例の台風とかあるいは地震とかありました際に、いわば激甚災の指定をしてほしい、地方からいろいろ声が殺到しましたけれども、この際にも、やはり地方にそういう部局があつて、きちんとそれらに対する調査あるいは連絡のすべてが全部できていたのか、かなりこれが効率的に動いたということは指摘できると思います。

ちなみに、今までは二カ月以上かかっていた激甚災が一カ月でできたわけですが、これも、ヘリコプターによる空中査察とその調査に基

づく、こちらから出向いて、農政局と一体となつてこれに対応したことがこれを可能にしたわけでございますので、結果的には、やはりこれは必要最小限のものなのかと、逆に、私は認識を改めたところであります。

○堀込委員 災害時の対応はあるんでしょうけれども、それでも、やはり分権をしていくということになるわけですから、とりわけ、事業を見直して、どういう事業を地方に移すかということとはちゃんと検討していかないと、小泉総理の言う地方分権の姿ができていかないんじゃないかというふうに思うので、これはきょうはちょっと深入りはいたしません。

そこで、三位一体改革の話に移ります。

小泉総理の方針に沿つて三位一体改革が行われて、税源移譲をやるもの、それから補助負担金の改革、あるいは削減とか、あるいは交付税改革が打ち出されたわけですね。小泉総理は、補助負担金約二十兆あったんですけれども、このうちの三兆円を、どの負担金を削減するか、地方六団体に丸投げした。地方六団体が真剣な議論を重ねて、十六年度ベースで二十・四兆円のうち、三・二兆円の十七、十八年度の削減案をまとめた、こういう経過があつたわけですね。

農林水産省関係では、公共で二千三百億円余り、非公共で七百五十五億円ですが、合計三千億を超える負担金廃止が地方六団体の案にある。これに対して、農水省は省を挙げて反論をいたしますか、いろいろな動きを見せるわけですね。

大臣、この地方案に対する、どういう見解を持っておりますでしょうか。

○島村国務大臣 御高承のとおり、農林水産施策は、食料の安定供給の確保とか、あるいはまさに国土と環境の保全など重要な役割を果たしております。その効果は、いわば食料の生産地や森林のある上流域のみならず、広く消費地や下流域にも及んでいることはお認め願えると思います。そこで、農林水産施策について、広域的な観点から国が責任を持って推進することが必要であり

まして、地方六団体の提案に従って全面的な税源移譲を行うことには、私たちは適当でないという判断をいたしました。

一方で、農林水産業は地域の自然条件等に左右されることから、施策の実施に当たっては、地域の自主性、裁量性、全く千差万別でございます。これに十分対応することが必要でありますので、それらをフォローする仕組みにと、我々、心組みでおります。

このため、今回の改革では、国として必要な施策の実施を確保しつつ、地域の実情に即した施策の推進が可能となるよう、補助事業について省庁間の連携強化や統合、交付金化などを行ったところでありまして、地方の裁量権が大幅に拡大したという意味で、今回の改革は十分生きていると考えております。

○堀込委員 地方の裁量、ふえたかどうか、それはちよつと後でまた質問しますけれども。

まず、スタートのところで小泉内閣が方針を出して、地方六団体が削減案をまとめた。それに対して省を挙げて反論するんですね。林野庁長官もいますけれども、林野庁なんかは反対決議の案文までつくって地方へやって、地方決議をやらせた。大臣はそれを承知していたんですか。

○島村国務大臣 承知いたしております。

○堀込委員 これは林野庁長官が勝手にやったということになるのかな。これは内閣の方針でありますから、そういう意味では真摯な対応が必要だろうというふうに思います。

それでは、ちよつと具体的な中身を質問させてもらいます。

三位一体改革で、十七、十八年度、予算全体としては二兆八千億余りの補助金改革を行って、税源移譲に伴うものが一兆七千七百億円で、十七年度分は一兆一千二百三十億。スリム化の改革が四千七百億とか、交付金化の改革、三つあわせてやるわけですが、ただ、政府案はその後、義務教育だ、国保の国庫負担とか、地方案になかったものを持ち出してきたものだから、今いろ

いろ議論のあるところでありますが、これは農水省の予算書を見てもよくわからないので、国民にわかるように御説明をいただきたいんですが、私が見る限り、地方から公共で二千三百三十四億、非公共で七百五億の税源移譲、補助負担金の改革要請があったけれども、十七年度は公共で千八百八十四億、非公共で十七年度は、税源移譲は五十億を応じただけ。値切りに値切ってそうなたたというふうに読んでいいんですか、予算書は。

○小林政府参考人 今回の三位一体改革に当たりまして、地方六団体の皆さんとはいろいろな意見交換、議論をさせていただきました。大臣自身でいろいろな会議にも大分参加されていたわけですが、結局、私どもの考え方は、先ほど大臣お答えいたしましたように、結局、国の立場で広域的見地からどうやって全体の施策を推進していくかというところ、地方の自主性をどうやって生かしてもらうか、この調和点をどう探るかということだったと思います。

そういう意味で、その辺のところを十分議論しながら、この十七年度、それから一部また十八年度に向けてのものもございしますが取りまとめたということと、その内容でございします。農林水産関係の補助金につきましては、今申しました趣旨から、税源移譲に結びつく改革のほかに、スリム化の改革でありますとか、それから交付金化でございします。これは公共、非公共を含めまして、こういったことで、今申し上げました地方の裁量性を高める改革をあわせ進めたということでございます。

十七年度の予算ベースで申し上げますと、融資関係と森林管理関係で、先生の御指摘ありました五十四億円の税源移譲、それから非公共事業につきましては七つの交付金をする、それから公共事業についても省庁間の連携強化を図る交付金の新設、こういったことを盛り込んだところでございします。

○堀込委員 さっき、小平議員が官僚諸君という話があったんですが、なかなか省益を守るのほう

まけて。これからちよつと質問しますよ。

交付金化の改革も、これは地方の裁量があふたいうことで数字に入っているんですね。例えば、省庁連携分で三百十億円というのがありますね。道路と農道、林道含めたものを国土交通省と一緒にやるのか、集落排水と公共下水道と一緒に、これが百十五億ですか、道路が百七十億、漁港等で二十五億、合わせて三百十億を省庁連携分として交付金化の改革と称しているわけですね。

この予算額は、ちよつと最初に数字を聞きたいんですが、集落排水の全体額は幾らなんですか。道路は全体額が幾らで、例えば集落排水でいえば百十五億は省庁連携分になっているけれども、残りはどのくらいあるんですか。

○小林政府参考人 数字の関係でございしますが、例えば、農業集落排水、百億円を来年の交付金にしておりますが、十七年度の予算額では農業集落排水事業費補助、これは四百二十二億円が全体額でございします。それから、漁業集落排水が十五億円で、こちらは百六十四億、これが全体の予算額、こういった状況になっていまして、大体、全体を丸めて言いますと、それぞれ一割ないし二割ぐらゐのバランスで連携交付金の方に計上されている、そういった感じだと思います。

ちよつと申し上げますと、今回初年度ということがありますし、それから、この交付金の趣旨は、要するに、一定の地域で省庁をまたがる事業をいかに効率的にやっていくかという意味合いもございします。そういった事業の特徴を生かせるところ、そこに当然配分していくわけですし、それから、こういった事業はやはり継続地区も多うございします。そういった中で、一、二割という数字でございします。これは、私どもとしては妥当な水準かなというふうに考えるところでございします。

○堀込委員 それで、さっき、大変地方にとって使いやすくなったとおっしゃったんですが、そういう改革をしたと言ったんですが、省庁連携分に

盛ったものは使いやすくなりました、残りは使いにくい、こういうことなんですか。これは通らないと思うんですね。やるなら全部やればいいんだし、使いやすくなるなら、どうなんですか、それは。

○小林政府参考人 この交付金の趣旨の関係でございします。若干繰り返しになりますけれども、今回の省庁連携強化、地域再生基盤強化交付金をつくったわけでありますが、一定の地域で省庁をまたがる、こういった複数の事業を総合的かつ効率的にやたらどうかという趣旨でありまして、この目的に沿うんじゃないかということで、汚水処理とか道路、農道、林道、それから漁港、港湾について交付金化をしております。

それで、このメリットですが、結局、ではそのねらいによつてどうなるのかということですが、これも、計画を一括して提出することができまして、これは相当程度の事務手続が簡素化されるわけであり、非常に負担の軽減につながると思っております。それから、事業間、年度間の進捗調整、これは継続地区なんかをやっていくときに結構大変なんです、それが可能となりまして、地方の裁量の幅がふえますので、これは相当地方の実情に応じた事業執行に資するものということで考えてやっているとございします。

○堀込委員 それで、この事業は、内閣府が受け付けることになっているんですね。これはどうなんですか。財布は国土交通省なり農水省が握っている。窓口だけ内閣府になって、内閣府でこれはどういう権限か、あれを持つんでしょうか。結局、農水省の権限は変わっていないわけでしょう。これは多分、積算根拠も農水省が出していると思えますし、そういう意味では、国土交通省や農水省が知恵を出し合つて、うまい案を考えたいものだ、という評価が民間でも高いわけでございますが、これは地方分権に、果たして数字の中に入れていいものかどうか、僕はは大変疑問に思うんですけども。実際、どうなんですか。内閣府がどういう役割を果たして、私どもは、権限も裁量権

も農水省に残っている、こういうふう思うんですが、そこはどうかですか。

○小林政府参考人 関係府省の役割分担の関係でございませうけれども、この交付金の配分は、これはあくまでも内閣府が決定いたします。私ども農水省とか、あるいは国交省もそうですが、では、どういった立場でそれに参加するかといいますと、その配分決定に当たりまして、例えば施設の構造とかありますが、それがその基準に合っているとか、いろいろな技術的な見地から、やはりこういった形で協議、調整する必要があるわけでございます。そういった切り口での協議、調整ですから、あくまで決定、配分というものは内閣府の権限、立場で行われるということでございます。

それから、繰り返しになりますが、こういった省庁間のところで、内閣府とでもなっておりますということとあわせて、この交付金は今までの補助金と違っていて、先ほども申しました、具体的に申請が一本だとか、それから事業間、年度間の進捗調整、こういうのは各自自治体の判断でできるとか、こういうことを加味しまして、とにかく相当従来とは違った、裁量のある交付金だということに言えると思っております。

○堀込委員 内閣府に裁量権が移っていないで、やはり財布は旧省庁、各省庁が握っているんだらうと。あるいは権限も、実際は内閣府でやるんだらうと。例えば内閣府へ農水省の職員が出向してやるとか、そういうことでないかわからないでしよう、実際は。まあ、それはそれでいいです。

次に、非公共の話について伺いますが、税源移譲、これは二百五十億円、来年含めて。これは五十四億しかありませんが、そういうことになっている、地方への税源移譲は。これはさっき小平先生が言った、農業委員会だとか普及事業だとか、融資でやると。

問題は、交付金の改革を、百七十五事業を七つの交付金に統合した。おとこの本会議でも、小泉さんは、とても地方が使いやすくなっている

と。大臣もさつきそういうふうにおっしゃったけれども、私から見れば、何かこれを見ると、事業名を見ると、各局ごとの予算にただけじゃないか、ちよつと局がダブっているところもあるけれども、七つというのは各局ごとにしただけじゃないかという感じがするんですね。

食の安全、安心確保対策、消費・安全局。強い農業づくり、これは生産局と経営局ぐらいが担当するんですか。あとは、農村振興局は、元氣な地域づくりというものになっている。これは地方分権だから使いやすくなったんですか。これは、私どもが見て、ただくつただけじゃないかという感じがするんですが。大きな声で小泉総理もおと、とても使いやすくなりましたよ、こう言っているんですが、私どもから見れば、くつただけで変わっていないんじゃないか、こういうふうに思いますが、どうですか。

○小林政府参考人 非公共の交付金化の関係でございます。

この交付金は、単に補助金を束ねたということではございませんで、今まで、私どもの補助金につきましては、結構数が多いものですから、率直なところ、いろいろな意見がございました。事業の数が細かく分かれていまして、現場へ行くと、これはなかなか融通がきかないと。それから、あるいは、内容の細部にわたるまで国の審査となるものですか、そういった意味でのいろいろな手続が大変だ、こういうことがあったわけでありまして、今回の交付金化は、そういったことも踏まえて、百七十五事業を七つにしました。

これはどういう効果をねらったかといいますと、単なる統合とは違いまして、一つはメニュー間と地区間の配分、融通は、これは地方でやっていただきます。したがって、地域の取り組みの自由度は格段に拡大するわけでありますし、それから、事業ごとの細かな事前審査を簡素化したしますので、事務手続の大幅な軽減ということにつながるわけであります。

また、いずれにしましても、私ども、農政のあ

れを地方、現場で一生懸命進めていただくときに、やはり一つの政策の方向といいますか、それには必要でありまして、例えば食の安全、これに応じた例えばトレーサビリティだとかこういうことをやってほしい、そういうときに、ただ、実際に取り組む場面では、その地域によつての特徴もあるでしょうし、うちは畜産とかうちは野菜だとかありますので、そういったところ、国の方の全体の政策体系と地方との実質のバランスをとるという意味で、この七つの大ぐり化の交付金ということにしたわけでございまして、その辺をよろしく御理解をいただきたいと思ひます。

○堀込委員 答弁はよくわかるんですが、それは行政の合理化という話であつて、地方分権改革にこの数字を入れるという話は僕はちよつと違うんじゃないかという感じがするんですね。では、なぜ、七つじゃなくて一つか二つにしないか。もつと地方がやりやすくなるんじゃないですか。

その話とはちよつと異なるとして、十七、十八年度は一応これで決着ということになったわけでありまして、大臣、いよいよ、小泉総理も本会議で言っています、十九年度から地獄の時代といひますが、つまり交付金改革、あるいは所得税を住民税に移管して、住民税をフラット化するというところまで総理は発言しているわけでありまして、そういう意味で、非常に本格的な地方分権時代が始まる。こういう今みたいな、くくりだとかなんかの手法は通じなくなる時代に僕は農水省としてなるんじゃないかと思ひつていひます。どういふ対応を今考えているのでしょうか。決意のほどを。

○島村国務大臣 私どもとしては、これは大変思ひ切ったことを実はやつたと考えています。言ひかえれば、小泉さんに言つたんですが、あなたはしゃかりきにこれをおやりになった、大変我々は余計な負担を負つたけれども、しかし、結果的にはあなたのしゃかりきに押されてこれだけのことができたことはやはり評価すべきだと思ひます。それはやはり地方にすれば、今までは細かくい

ろいろ計画書を出して、それを今度一々細かく報告して、細部の修正をやるために一々了解をとらなきゃいけない。今度は都道府県知事にお預けしますと、都道府県知事は自分の裁量の中でこれをやっていくことができる。今度は市町村長にそれが流れると、市町村長が独自にそれができる。こういう意味では、大分その自主性を大きく拡大したと言つて決して言い過ぎでないと思ひます。このことがもし本場に私たちの期待どおりの成功につながれば、これがまたさらに推進される形になることは容易に想像できるところであります。

○堀込委員 またこの議論は別な機会に深めさせていただきますと思ひます。

もう一つだけ予算で、去年も聞いておりますので、林野の予算について。

林野庁、十六年九月に国有林野事業の決算概要というのをを出しているんですね。報告しているんですよ。ここでは、「新規借入金の大規模な圧縮など収支が改善し、抜本的改革の着実な推進が図られている」と。これは、僕はどう見てもそう思ひないんですね。つまり、今の国有林野の会計というのは、要するに、二兆八千億を国鉄債務と同じく債務の方へ流して、残る一兆円を五十年かけて事業で返さないよ、こういうスキームをつくつたんですね。十一年から十五年までの集中改革期間というのがある、これも、うまくいくかと思ひつておつただけけれども、新しい五百億円の借金がふえた。二千五百億になったんですね、新規借金も。

この収支報告を見ると、三千二百億円が収入で三千二百億円が支出なんだけれども、支出の方は利子償還金が千八百億なんですよ。約六割。人件費と事業費が千三百七十億ですか。収入の方は、事業収入というのには四百七十二億しかないですね。あとは一般会計受け入れと借入金なんです。これは、収支改善されたんじゃないかと、相変わらず、木材価格も低迷が続いているんでしようけれども、一般会計の繰り入れがふえて、つまり、

国民負担をふやして辛うじてこの決算ができた、
こういうふうに表示すべきじゃないでしょうか。
林野庁長官、どうですか。

○前田政府参考人 確かに先生御指摘のように、
国有林野事業、平成十年に抜本改革をいたしました。
それで、当時の累積債務三兆八千億のうち
二兆八千億を一般会計に移しまして、残りの一兆
を抱え込んで将来的に返していく。ただ、そう
いった中で、十一年から十五年まで集中改革期間
ということで、また、この間につきましては、ど
うしても収支差が相当ダウンしてしまっていた。
それともう一方では、要員の調整の過程にあると
いうことで、収支差ギャップが出るということか
ら、その部分につきまして、新規借入れという
ことで暫定的に借入れを行ってきた、そんな状
況でございます。そういった中で、今先生御指摘
ございましたけれども、確かに、私もが予想し
た以上に材価が相当落ち込んだという関係から、
新規借入金につきまして若干ふえたということは
事実でございます。

ただ、一方では、そういった中で、必死に私ど
もも、言葉はよくないですけども、要員調整あ
るいは組織の合理化等々も図って、支出の方の削
減、こういったことに努めまして、当初予定いた
しました、何とか平成十六年度で、新たな借入
金を行わないで国有林の運営をやっていくとい
うことで必死に努力してまいりまして、何とか十
六年度におきまして、新規借入金なし、いわゆる自
己収入と一般会計、それをもって支出のすべてを
賄うという形にたどり着いた。確かに、道として
は大変厳しい、先生の御指摘のとおりだと思っ
ています。ただ、そういった中でも、私どもは必死
の努力をこれからも続けていきたい、そういうふ
うに考えている次第であります。

○堀込委員 大臣、つまり国民負担で棚上げした
のが二兆八千億あって、それはいろいろ国家の債
務にのっている。残る一兆円を五十年かけて返そ
うとしたけれども、ここ数年を見る限りどんどん
どんどん実は膨らんでいるんですよ、赤字が。そ

れは事業収入が減っているからなんです。

ただ、林野庁の職員、長官以下、私が見る限り
経費の節減は大変努力されている。人でももう半
分以下ですね。この間もう五千人ぐらいにしちゃっ
て、かつては一万二千人も三千人もいたのを。そ
ういう経費の節減とかいろいろ努力をしている
けれども、これは、国有林野会計というのは、僕
はちょっとこの努力だけでは不可能だと思ひ、
これから五十年かけて返していくという計画は、
平均すると、大体毎年一千億ぐらいの事業収入、
林産物収入があるはずなんです、計画として
は。ただ、今二百二十億しかないんです。

これは、早く措置して、例えば環境政策とかい
ろいろな含みを持たせながら会計上の処理をし
て、新しい林野行政といいますか、そういうこと
に組み立て直さないと、僕は、現場の苦勞はもう
限界にきていると思うんです。そういう意味で、
森林整備計画とかいろいろあるわけですから、そ
ういう組み立てが必要だなというふうに思ってい
ますが、もし見解があつたら。

○島村国務大臣 国有林野事業の特別会計につ
きましては、今いろいろ委員からお話がありました
ように、この改正をしましたが、その際も、実は、
自分が所管大臣としてこの切りかえをやりまし
た。あのままほつておくと第二の国鉄ということ
で、そういう展望が全く開けないということから
御理解を願ったところであります。その後、お
認め願ったように、林野行政、極端なまでに、い
わばいろいろ人員の削減その他を進めまして、事
業所も統合いたしましたし、これからのことをさ
らに進める傾向の中にあるわけでありまして。

そういう意味では、平成十六年度によりやく新
規借入金依存体質から脱却できるというような見
込みが立つ。これについては、私も委員と同じよ
うに、本当なのかと聞きましたが、樹木も大分
育つてきて、いわばこれが売れるものに変わりつ
つあるというようなことから、先行きはそんなに
展望は暗くございませんという説明があつたの
で、私も一応了としたところであります。

ただ、聞くところによると、立ち木で、杉の木
や何か五十年物で三千円でヒノキが四千二百円な
どと聞きますと、本当に改善できるのかなという
私も疑問を持っておりますので。私より詳しい堀
込先生のお話ですから、よくまたそれを参考にし
て、さらに詰めていきたいと思ひます。

○堀込委員 ぜひそのように、日本の大事な森林
政策でございますから、取り組みをお願いしたい
と思ひます。

それでは、基本計画の話をさせてもらいます。
さつき小平委員からいろいろ質問があつたんで
すが、これは、いろいろ新聞を読んだけれども、
わからないんですよ。ましてや農民はよくわかっ
ていない。食料自給率を向上しようとかいろいろ
ありますが、経営安定対策は、簡単に言うると、日
本農業の将来を担い手中心のものにする、そこへ
品目横断政策を集中する、あるいは農地制度の改
革はそこへ集中する、こういうことではないん
ですか、簡単に言えば。

○小林政府参考人 食料・農業・農村基本計画、
五年ごとの見直しを定められておりまして、今そ
の作業をやっております。今回の見直しのポイン
トは、今先生御指摘の点が一つの大きなポイント
でございますが、全体として五ヶ年ぐらゐあろうか
と思ひますので、ちよつとそれを御紹介させて
いただきたいと思います。

食料自給率につきましては、これは横ばいで推
移しておりますが、この中で、これまでの取り組
みの検証を行った上で、新たな目標の設定を行
い、その向上に取り組む。それから、BSEなど
を契機にいたしまして、食の安全に対する国民の
信頼が揺らいでおります。こういった中で、食の
安全と消費者の信頼を確保すること。さらには、
土地利用型農業を中心に構造改革が立ちおくれ
ている中で、担い手の経営に着目した経営安定対策
への転換や担い手への農地の利用集積の促進など
により、望ましい農業構造の確立に取り組む、こ
れは今先生御指摘の点であります。

進や農地、農業用水などの資源の保全のための施
策を確立すること。さらには、高品質な農産物の
輸出やバイオマスの積極的な活用のような意欲的
な取り組みを後押しするなど、攻めの農政を展開
すること。こういったところをポイントとして、
今後の政策につきまして、改革の方向をつくるよ
うなことがポイントだというふうに考えて進めて
おるところでございます。

○堀込委員 そこで、先ほど小平議員も質問いた
しました。担い手の要件というのは、効率的かつ
安定的な農業経営、抽象的でわからないんです
が、これは、所得という概念や面積という概念、
さつきの答弁もちよつとよくわからないんです
が、どういう要件を限定的に考えているんです
か、担い手とは。

○須賀田政府参考人 担い手の要件でございま
す。

先ほど申し上げましたのは、まず、担い手とい
う場合に、将来にわたって農業を持続的に担って
いただく農業者でございまして、チェックポイ
ントは、まず生産方式、どのぐらいの規模を持
っているのか、どんな機械を持っているのか、ど
ういう技術を持っているのか。それから、経営管理
をきちつとやっているのか。それから、法人の場
合には、従事者に対して、休日とかそういう農業
従事への対応をきちつとしているのかどうか。そ
ういふところをチェックさせていただきます。そ
ういふチェックの仕組みとして認定農業者制度が
あるわけでございます。それとは別に、同じよう
な経営体の実態を持った集落営農というのを位置
づけていきたい、抽象的にはこう考えておりまし
て、具体的に、水稲と麦と大豆ではどの程度の規
模でどのような要件を今この経営安定対策の担い
手としていくかというのは、ちよつと実態をしば
らく見させていただいて、夏以降議論して明確化
したいというスケジュールを持っているというこ
とでございます。

○堀込委員 さつきちよつと小平委員の質問のと
きに言ったんですが、例えば、年齢が七十歳で水

稲十町歩もやって、非常によくやっている、こういう人はどうなんですか。年齢とか、あるいは、とても大きな経営をしているんだけど、集落の中ではつまはじきとか、余り品行方正じゃなくて、つき合いは悪いとか、そういう人はどうなんですか。これはどういう要件が要るんですか。

○須賀田政府参考人 先ほど申し上げました認定農家制度の中に、市町村が基本構想をつくり出す。こういうのに該当している方を認定したいというのをつくり出す。その中に、やはり将来にわたって持続的にいうことで、年齢のこともございます。ただ、その経営に後継者がいるかどうかなども勘案がされます。それから、今所得をどのくらい上げているか、将来どういう計画を持っているか、そういうところでチェックをされます。

先生が今言われたような高齢の方だと、恐らく、集落営農の中に入っていたら、所要の役割分担をしながらやっていただくのが最も現実的なのではないかというふうに私どもとしては考えております。

○堀込委員 余りよくわからないんですが、集落営農ですが、今現実に、日本の各町村の集落というのはほとんど農家組合みたいなものがあるんですよ。隣組組織であって、農業共済なんかもあるんですよ。金したりとか、いろいろやっているんですよ。この集落組織もある程度預金通帳なんかを持って、ある程度の経営は持っているという実態がある。こういうのはだめだと。

つまり、共通経営というのはどのぐらいを持っているのか。さっきも経営管理という話があった。担い手だつて、これは家計簿じやだめで、どこがいいのか。そつちはいいんだけど、集落営農の基準というのはどのぐらいを考えているんですか。

○須賀田政府参考人 集落営農は、実質的に経営体の実体を持っていたかというところで、その集落の過半の農地を受託し得る能力があつて、ちゃんと規約が決まっています、経理もきちんとして

ている、それから主たる従事者がいる、役割分担が決まっている、経営体の実体を持った組織を考えております。

今、いわゆる集落組織と言われるもの、全国に一万ございすけれども、そういう一元経理をしているような組織体だとそのうちの千程度でございまして、あとは、栽培協定を結ぶとか機械の共同利用をするとかいう集落組織でございまして、私どもとしては、そういう組織が今の経営体を持ったような、そういう組織になつていただきたいということで、団体とともに全国運動を展開することにしていくわけでございます。

○堀込委員 まだよくわからない。要するに、集落で、須賀田局長のお目になわなないとかよつと対象にならないような感じの答弁なんです。

それはいいんだけど、これは、担い手なり、ここは集落営農組織だよ、あなたは効率的かつ安定的な経営者だよと認められると、これはどうなんですか。つまり、この人たちはとりあえず今の妻の経営安定対策や大豆の交付金制度の対象に組みかえて、品目横断政策の対象になりますよということですか。うなずいてるからそうだと思うんです。大豆や麦をつくらせているそれ以外の農家はどうか。

○須賀田政府参考人 ありていに申し上げますと、個別経営、法人経営で対象経営になる方、あるいは集落営農として対象経営になる方以外の方は、この経営安定対策の対象とはならないわけでございます。

そういう方々の方向としては、一つは、その担い手の方に農地を出していただく、地代収入を得ることができる道がございす。それからもう一つは、みずから工夫されて別の生き方へ、有機だとかそういう高付加価値でみずから自立的に生きていただく、こういう道が残されております。基本計画にもそのような方向で記述をするということにしております。

○堀込委員 それではいいますと、大豆と麦のように、現在、例えば小麦でいえば、八十三万トン、

面積で二十万ヘクタールぐらいあるわけですね。大豆でいってもそう。これはなかなかあれでしょう、この対象になる農家というのは限られる。須賀田局長が認めない農家は、では、麦、大豆をつくれと言つたつて、もう八千円も、交付金とかいろいろな世界ですから、二千万円や三千万円や四千万円で麦や大豆をつくれつこないですよ。そうすると、当然、この人たちは米に回帰するという現象は水田作の場合はあらわれるというふうに思ふんですね。

そういう意味では、担い手以外の農家が米に回帰する、米の流通がめちやくちやになる、そういう心配をするわけでありす。時間がありませんから、どうですか、そういう懸念を持っていますか。

○村上政府参考人 経営安定対策を導入した場合の米の流通あるいは需給調整の御質問かと思ひます。

現在、御承知のとおり、米政策改革で、需要に応じた生産ということ、早ければ十九年度に、生産者、農業団体が主体になつた需要に応じた生産を行う姿を構築するというところで、現在、その準備段階という中で、政府と農業者が共同した形で体制づくりに取り組んでいくわけでございます。

品目横断的な経営安定対策が導入される場合ですが、十九年からの導入に向けて具体的な仕組みの検討を行うということになりますけれども、今、須賀田経営局長からお話し申し上げましたように、担い手が育成され、集落営農の中に入っていく、あるいは農地が集積されていくという中で、かなり需要に応じた主体的な、市場の判断、市場の状況をよく見て生産していくという状況がつくられていくのではないかとこのように思ふわけでございます。

いずれにしても、品目横断的な経営安定対策が導入された後であっても、需要に応じた売れる米づくりを農業者、農業者団体が主体的に判断によって行う姿を実現して、需給の安定、流通の

安定を図っていくということが重要だというふう

に思っております。

○堀込委員 終わります。

○山岡委員長 次に、山田正彦君。

○山田委員 私ども、食の安全の問題をずっとやってまいりましたが、大変不幸なことに、この二月の四日、日本で初めてBSEによる変異型のヤコブ症で死亡するという事態が発生した。これは、大変ゆめしき、そして、国民にとって、食の安全にとつては、これから大変大きな問題なんです。

そこで、厚生労働省の発表だと、一九八九年ごろ一月ぐらい英国に滞在していたという情報だと、非常にあいまいなこと片づけようとしている嫌いがある。私はその点について、この十八日に、厚生労働省において、個人のプライバシーについても、プライバシーは名前とか云々とかということであつて、実際にその人が英国に滞在しておつたかどうかというのはいわゆる出入国管理名簿で調べればすぐわかるはずだ。だから、それを調べた上で、きょう明確な答弁をいただきたい、そういう通告を既に十八日しておつたので、十分な時間があつて、それについてきょうは明確な答弁をいただきたい。

○西副大臣 お答えを申し上げます。

我が国で初めて発生をいたしました変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病の患者さんの英国渡航歴についてのお尋ねでございます。

この御指摘の渡航歴の情報につきましては、まず初めに、患者さんを診断いたしました主治医の先生が必要な情報としてこれを確認いたしております。続きまして、この患者さんがVCJDであるということから、専門家から構成されておりますCJDのサーベイランス委員会においてその情報を聴取しております。その結果を私も厚生省として報告していただいているものでございまして、この英国渡航の事実につきましては、患者本人のパスポートの記録により確認をしておりますことの上で、一九八九年ごろということでした

いま公表させていただいてるところでございます。本人のプライバシーということの関係もあり、先生には十分御理解をちょうだいしたい、このように思っております。

○山田委員 一九八九年ごろとパスポートで確認したとなつたら、例えば、一九八九年の十一月には、イギリスにおいては危険部位はもう食べられないようになっていた。だから、いつからいつまで行つておつたか、パスポートで確認した内容、これについては当然明らかにしてほしい。

○西副大臣 確かに、先生御指摘のように、一九八九年十一月時点で新しい英国側の規制がかつた。完全ではないというふうには承知をしておりますが、そのことにつきましても念頭に入れないが、委員会等で十分、その後の追跡、また疫学的な調査も含めて、開始をしているところでございます。

○山田委員 これは非常に大事なことであつて、このことは国民にとつても重大な関心事であり、きょう明確に答弁していただきたいと、いつからいつまで英国に滞在しておつたか、そしてまた、発症を確認してから二十日たつてゐるわけですから、当然のことながら食習慣等々についてもしるべき説明をきょういただきたいと、そういうふうにしておつたんですが、今の、パスポートで確認した、確認したけれども、それ以上のことはプライバシーだとか、そんなあいまいなことは、これはこれ以上質問できない。必ずはずり、何月何日から何日まで英国にいたかということをお答えすべきだと言つてゐるのです。

○西副大臣 先ほども申上げましたとおり、今、我々はCJDのサーベイランス委員会と連携を図りながら調査を進めている最中でございます。御指摘のこの事項につきましても、可能な限り、周辺情報を含めて、ただいま情報を集めているところでございます。まだ調査分析結果がまとまつてございませぬ。そういう意味で、現段階での答弁はできないことをぜひとも御理解いただきたいと思ひます。

感染ルートについて、今、鋭意調査を進めておりまして、この結果がまとまり次第、患者本人の特定につながる部分については、速やかに公表させていただくことをお約束申し上げたいと思ひます。

○山田委員 この件については、ぜひ理事会において、いつからいつまで渡航しており、どういう食習慣があつたか、それを速やかに調査、報告をするように求めておきます。

次の質問に移させていただきます。
私がなぜこんなにヤコブ症のことについて言うかといふと、フライデーの二月二十五日号、「アメリカ牛肉を食べたらヤコブ病で死ぬ!」、こういう記事が載つておりますが、まさに今アメリカから牛肉輸入を再開しようとしている。この七月にはもう再開できるのではないかと、農水大臣、そういう新聞報道もなされてゐる中、実は昨年の十月十四日、アメリカ、ニューヨーク・タイムズにおいて、ニューヨーク州のアルスター郡クラストという町、十七万七千人の人口のところで、孤発型のヤコブ症といふのは百万人に一人と言われているんですが、四人が死亡したという報道がなされてゐます。これは四十代、五十代と言われております。

そして、そのほかにも、昨年は、もちろんカリフォルニア州、それからオクラホマ、ミネソタ、ウィスコンシン州、ミシガン、ニュージャージー州、テキサスと、あらゆるところで集団発生が表れた、表面化をアメリカはしております。

実際に、最近、スイスにおいてもクロイツフェルト・ヤコブ症が急増しているという報告がなされておりますし、私自身、昨年夏、アメリカにBSE調査団長として赴きまして、実際にCDC、そして、いわゆるチェリーヒルの十七人の集団発生、これについて、当事者というか、ジャネットさんと、随分時間をかけていろいろ調査した経緯もあります。

アメリカでは、この十年間に五十万人、いわゆるアルツハイマー症が急増しているという事情もあり、このアメリカのヤコブ症の発生等を見てみると、非常に危ないのではないかと。そういうことから、アメリカからの牛肉輸入の問題もさることながら、日本でも当然それに対する監視体制を図るべきだ、そう考えております。

私の出した資料を見ていただきたい。
資料の中の、日本における若年でのヤコブ症の発生、三十代から四十代、これが二十人おります。そして、二十人のうち、若年者というのは非常に、孤発型は普通は高齢者に出るものですから、百万人に一人です。これが、実際に十一人死亡して、そのうち四例だけが解剖されて、そして、あと七例、前回のヤコブ症として発症した例はこの中に含まれておりません。ヤコブ症として確認した例はこの中には含まれておりません。その中で、今申し上げましたように、解剖されていないけれども、二例については、これはBSEによる変異型のヤコブ症とは言つていせんが、疑い例が残つてゐる。

そういう中で、実は私は京都大学の福島雅典教授と直接話しましたが、いわゆるヤコブ症について、若年については、硬膜の手術によるもの以外は絶対にこれを監視して、そして確認をすべきである、そういう話を伺つておりますが、これから先、日本にとつて食の安全というのは大変大事になつてくる、その意味でも、当然そういった措置をやるべきだと思ふが、西厚生副大臣、どう思われるか、お聞きしたい。

○西副大臣 委員御指摘のように、日本における食の安全というのは大変大事なものだといふふうな考えをしております。それだけに、私どもに課せられた役割も同様に大変責任が重いといふふうな感じております。

先ほど御指摘になりました、日本で二十例の若年の孤発型クロイツフェルト・ヤコブ病、三十から四十九歳までの合計の数字を挙げられました。この問題につきましては、専門家から成るCJDサーベイランス委員会及びヤコブ病委員会において適切な判断を個々にされているといふふうな聞いておるところでございます。

また、判断が困難な事例もあると思ひます。今回の初回のCJDのケースも、若干そういうふうな事態も一時あつたかのように聞いておりますが、必要に応じて、今回のこの変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の事例と同様に、英国の専門家等と十分に相談する体制をとつて、そして、それらについての確かな判断を行うといふようにしてゐるところでございます。

先生御指摘のように、最終的には、VCJDであるかという確認は、解剖による病理診断、これが確定的なものだといふことは十分承知をしておりますが、御家族、また御本人の意思等によりでないケースもある、その数字が先ほどお話のありました七名ということでございます。

その意味におきまして、この鑑別診断につきましては、病理診断ということが望ましいといふことは当然のことでございますが、その病気の症状それから脳波検査、さらにはMRIというような手法によつて得られた所見により、確定的にほぼ判断が可能なといふふうなことができるものもありまして、すべての症状において鑑別診断のために病理検査を行わなければならないといふものでもないといふふうな思つております。

ただ、いずれにいたしましても、このケースにつきましては、十分一人一人の病状を見守つていく、また、不明確な部分につきましては諸外国の専門家とも連携をとりながらきちつと対応していくといふことの措置をとらせていただいております。

○山田委員 これについては非常に大きな問題であつて、これからも十分透明に、そして明らかにしていく必要があり、さらにまた、私のつけた資料の中にありますけれども、国内の医療機関において脳神経外科手術を受けた患者が、手術後に孤発性クロイツフェルト・ヤコブ症であることが判明した事例がある。国内においては、アルツハイマーの若年性についても、本当に十分な検査が必要であるといふことを指摘して、次の質問に移り

たいと思います。

かほどにアメリカから牛肉が輸入される。アメリカで集団発生しているヤコブ症等々のことから考えても、非常に危険である。例えばアメリカで、私も調査に行ったときに、ブルシュナー教授のものと助教セーフアーさんは、アメリカでは子供にもう一切牛肉は食べさせない、日本の牛肉は食べる。ブルシュナー教授も、昨年の暮れにお会いいたしました。私はアメリカでは一切子供に牛肉は食べさせないとはっきり言っておりましたが、まさにそういう意味では十分な注意が必要である。

特に一つ、きょうは、皆さん方に資料として出しておりますが、大臣にお伺いしたいのは、アメリカの牛肉の検査、いわゆるパッカーでの検査というのは、BSEの検査も、私に言わせればまさに実際にたためな検査方法、いわゆるBSEが出ないような検査しかしていないと思えないと思っております。

アメリカの全米食肉検査官、これは公務員です。食肉を検査している現場の委員長、評議会の議長と言っているのでしょうか、ペインターさん、この方から実はアメリカの農務長官あてに抗議書が出た。この資料をつけた部分ですが、これについて仮訳が出ております。その中を詳しく読んでいただければわかるんですが、私からここで言いますと、大臣、よくお聞きいただきたい。

食肉加工場では、従業員は、すべての動物の頭数と三十カ月以上の動物の死骸については正確に識別を行っている。それはどういうことかという、その結果、その先の工程では、従業員や政府の担当官は、多数の部位がSRM、危険部位として取り除かれるべきことを知ることができない。いわゆる、末端の工場内においてはSRMを除去するべきだということを知らないんだ、そして高度に危険なSRMそのものが中に入ってきている。これらの高リスク部位が食品供給に入っていますと断定しているわけです。そして、アメリカはメキシコとの間に三十カ月齢以上の牛を輸出

することが協定で結ばれておりますが、三十カ月齢以上の家畜由来の内臓等々については、これはメキシコでも今禁止されています。ところが、それについても、この仮訳ですが、ライン上の検査官は、メキシコ向けの加工工場において、定期的プラント従業員が三十カ月齢以上の内臓を若い牛と同じシュートに送るのを目撃しています。ところが、検査官はこれについていわゆる異議を申すことはできない、これが実態だ。

大臣、どう思われますか。

○島村国務大臣 全米食肉検査官合同評議会から、昨年十二月、米農務省に対し、食肉処理施設における特定危険部位の除去が確実に行われていないことなどを警告する内容の書簡が送られたことは承知しております。

このことについて我が国から照会を行ったところ、米農務省食品安全検査局から、米国の食肉処理施設ではBSE規制が効果的に守られており、書簡については調査中である旨の回答があったところであります。

○山田委員 大臣、それは間違っています。山内教授の先ほどのフライデーに書いた中にありますが、驚くべきことに米国の農務省にはBSE専門の科学者がいない、日本の専門家会議にも米国側は科学者が入っておらず、行政上のやりとりしかありませんでした。

いいですか、この中に検査のことも書いておりますが、二万何千頭か検査したと言いながら、問詰めたところ、これはたまたまだった、米国側が実際に危ない牛を調べたのは六百頭以下にすぎなかった、そういうことをはっきりと、食品安全委員会の委員である山内教授は言っているわけであります。

大臣としては、私が今聞いたのは、農水省として調査団をアメリカにこのことに関して派遣する気がないのかということなんです。お答えいただきたい。あるかないか、それだけで結構です。

○山田委員 個々ばらばらでない、それは本当に、先ほどおっしゃったように、食の安全という見地からはぜひ必要なことだけれども、これ以上大臣に言ってもしょうがない。しょうがないという、時間がもったいないので、次の質問に行きます。

実は私はきのう、東京港の食肉の検査を見に行ってきました。いわゆるメキシコから日本に来ている牛肉。

メキシコからの牛肉、くず肉の調製品の輸入量というのがあります。この中に、平成十五年は、全部でわずかに百三十七トンしか入っていないのが、平成十六年、かなり入ってきております。その中で、生鮮等もそうですが、注目すべきなのは、大腸、小腸とか、いわゆる内臓関係が入ってきている。大腸、小腸というのは、これは小腸の回腸部分というのは危険部位ですが、四百十五・九トンも入ってきている。

今は我々ホルモン屋で焼き肉を食べていますが、ほとんどは日本の全頭検査をした安心なホルモンだと思っております。ところが、実際には、先ほどのペインター食肉検査官組合の委員長の報告にあるように、メキシコ向けに三十カ月齢以上のいわゆる危険部位、内臓もほとんど出している。そして、メキシコから日本にこれだけのものが入ってきている。

メキシコは、国内ではもう内臓等については危険部位として食べないようにしている。ところが、実際には日本向けにどんどん入ってきている。韓国は、当然のことながら、メキシコからアメリカ産の牛肉がまじっていったということで輸入を禁止している、メキシコからの輸入。日本は、それが、いまだにそのまま野放しになっている。これは、私が昨年経済産業委員会でも指摘したとおり。大臣、これはどう思われるか。

○島村国務大臣 我が国は、牛肉などの畜産物の輸入に当たっては、あらかじめ二国間で取り決めた輸入条件に基づき、動物検疫を実施しているところであります。

メキシコから輸入される牛肉については、従来から、家畜伝染病予防法に基づく輸入検査の際の現物検査により、特定危険部位が含まれていないということを確認いたしております。

さらに、本年一月からは、輸入に当たったの家畜衛生条件として、特定危険部位の除去を求めている、我が国に特定危険部位が輸入されることがないよう措置している、こういうふうと考えております。

○山田委員 大臣、それは間違っているんじゃないですか。いわゆる特定危険部位の除去についてことしの一月から言っていますよ、一月二十四日にメキシコ政府から、わかりましたという答弁が来ているだけで、実務上はまだ動いていない。これは、いまだにそういうものは入ってきている。

大臣、私はきのう検疫所まで行って調べてきたんだ。そして、大臣、ちょっと聞いていただきたい、メモはいいから、大臣の言葉で答えてもらえばいいんで。

いいですか、大臣。私がきのう見に行ってきたら、ショートプレートというのがメキシコから入っていました、かなりの量です。そのショートプレートというのは、通称吉野家カットといって、牛井になる部分です、これは。そこに何と書かれておったかという、糖みつ飼育の若姫牛と書かれておった。糖みつ飼育の若姫牛。

糖みつ飼育というのは、大臣わからないかもしれない。これは、鶏ふんを牛に食べさせる。アメリカで行われているんです。そのときに、鶏ふんを牛がなかなか食べないから、もう臭いし、おいしくないし。どうして食べさせるかという、糖みつをかけて食べさせているんです。これはアメリカで行われています。

そして、私は、この牛肉は、ショートプレート、いわゆる牛井に使う分は、アメリカの牛肉がメキシコに来て、メキシコから入ってきたんじゃないかと疑った。

メキシコから入ってきたショートプレートというのは、僕は脂肪の厚さから肉の質まで全部この目で見させてもらった。これはどうもメキシコの云々という、やせた牛の云々じゃあり得ないと思って、穀物を食べさせた、私もかつて牛を飼って肉屋もやりましたから、牛井屋もやりましたから、わかっているつもりですが、これはおかしい。そこで、獣医である検疫官に聞いてみた。そうしたら、検疫官が答えたのは、いわゆるアメリカからのショートプレートとメキシコからの

ショートプレートは、私の見た目には違いはありません。

大臣、どう考えられますか。これで本当にメキシコから安全なものだけを輸入した、そう思っているのかどうか。

○島村国務大臣 カナダでBSEが発生した平成十五年五月以降、輸入業者が自主的にSRMが含まれていない旨の証明書を添付するということがなっておりまして、平成十六年八月以降、全件現物検査を実施しているところであります、また平成十七年一月、家畜衛生条件にSRMの除去を追加することについてメキシコ政府と正式合意ができていますとあります。

○山田委員 大臣、もう官僚の書いたものを読み上げるのをやめてください。大臣の頭で考えて答えてほしい、いいですか大臣。

私は、きのう見に行ってきた、これはアメリカからのショートプレートがメキシコ経由で来ているんじゃないかと実感したんですよ。検査官も、変わりませんと言ったんだ。いいですか。

ところで、その原産地表示、輸入のものにその輸入証明書というのがあります。この中に、いわゆるメキシコ産のものだと書かれております。しかし、それはまさに輸入するときその輸入証明書にメキシコ産と書くだけであって、大臣いいですか、これがアメリカ産のものであるかメキシコ産のものであるか、というチェックができるか、大臣御存じですか。お答えいただきたい。チェックはできるのか、できないのか。

○島村国務大臣 メキシコからの輸入につきましては原産地証明をつけておりまして、これは米国产ではないと私たちは認識しております。

ただ、山田議員に一言申し上げるが、あなたは人の意見を間違いないとよく言われるけれども、あなたは根本を間違えていると私は思っています。

あなたは、きのうの夜になって、十問、私に質問をぶつけてきて、すべてを私に答えろと言うけれども、もし、質問を本当にして、内容の確かな

ものを知りたいならば、それぞれ専門に取り組んでいる人間もここにきているわけですから、その人間も含めて質問をなさったらいかがですか。

私は、国会を得てから二十八年目になります、今まではあらゆる委員会その他にかかわらわってきましてけれども、大臣以外には答えを許さないというのは、私の知る限りではゼロでありまして。しかもそれが、実際に質問を寄せて、それでメモも何も読まずに答える。しかし、議事録は残って、その議事録の責任をまた問われる。これは人間として無理なこととあります。それは間違っていると私は思う。

○山田委員 私はメキシコからの牛肉の輸入について聞いているわけだから、それは大臣としては当然それなりのレクを受けて、それなりに答えてもらうのが大臣の責任である。大事な話だ、それは。

それで、大臣にさらに。大臣は専門的なこととわからないとしたら、私の方からお話したいと思う。

大臣がさっき言ったように、原産地証明というのは、確かにメキシコ産と書いてあった、きのうのそのショートプレートに対しても。ところが、大臣、原産地表示について、じゃ、日本政府がチェックできるかという、メキシコとのFTA契約においては、ビジット、疑問があつたらただそこを訪問できるとしかなかった。普通の条約には必ず、この原産地が本当にメキシコのものか、あるいはアメリカのものかというのをチェックするか、あるいはそういう検査、そういうものができるような条約になっていると思うんですが、それがないわけなんです。

そういう意味では、大臣、危ない牛肉が今日日本に入りつつあるということ、ぜひ、これから先、そういう問題については、十分大臣として、そういう危ないことを避けるべき措置をとっていた方がいい。

それで、次の質問に移ります。実は先般、二月八日でしたか、牛の月齢判別に

ついて、肉質で判断できる、若い牛、A40であつたらという結論を出した。そのことについて質問したい、そのために、私は、沖谷明敏座長、いわゆる検討委員会の座長等にきょうの委員会に出席を求めた。ところが、教授会のために出席できない。では、教授会が何時からあるのかと聞いたら、二時からだということだった。本来なら、きょうここにきて、さっき大臣が言ったように、私は、少し詳しく専門家に聞こうと思って、きょう呼んでおった。ところが、沖谷教授は教授会のため出席できず、九郎丸さん、柴田さん、中井さん、広津さんという専門家の、多分教授だと思っております、皆さんという、やはり大学の教授だと思われまが、研究所評価委員会のため出席できずと。

大臣、だれも専門家が来ない。そうすると、これは私の主義でもあり、我が党の主義でもあるわけですが、我々は、委員会においては、役人に答えさせるんじゃない、政治家同士で議論する、これが委員会である、だから、どうしてもそういう方々が出席できないのであれば僕は大臣に質問したいので、大臣によくレクをしておいてくれと、そう言つて、きょうは肉質判定について、大臣にお聞きする。

これは、大臣に専門的なことの答弁を求めるつもりはないが、常識で答えていただければいい、大臣としての。

いわゆる月齢判別について、成熟度で決めるというわけですか。大臣、資料二を見ていただきたい。このA40、マーカーをつけているので、見ていただければわかると思う。A40というのは十二カ月から十七カ月の牛だと言われている。A40において、「上部が部分的に骨化」している、A50は「上部がほぼ骨化」となっています。そして、資料二を見ていただきたい。実際の頭数、A40において、今までアメリカがやつたのは百九十六例しかない、三千二百万頭をつぶしているアメリカにおいて、これを出してきた専門家というのは、七人の委員の

うち、五人は農務省の役人、あと二人はコロンビア大学の教授だけれども、アメリカ側の一方的な資料。これに対して、大臣、常識で考えて、これで本当に合理的な月齢の判断ができると思われるか。思われるか思われないで結構です。

○島村国務大臣 私は思っております。

○山田委員 これで判別できるとは神様みたいなものだと思うけれども、大臣はできるといふ御答弁だ。

では、もう一つお聞きします。

アメリカ側の一方的な資料だけで、そして日本独自にそれを調査に行つて確認しようとしてもしないで、月齢判別が可能であるとし、しかもこの委員は皆さん何かの用事でこの委員会に出席できないと言っている、逃げています。それで大臣は大丈夫だと、日本の畜産農家、あるいは食の安全を考えている消費者に責任を持って、そう思う、これだ、いいと思うと言いますか。

○島村国務大臣 少なくとも、解剖学とか統計学とか、我が国の権威者にお願いをし、食品安全委員会という御検討いただいている、それを素人の私が云々するのは、むしろナンセンスであります。かと言って、アメリカへ行つて私が全頭検査をやるわけにもいかない。

ちなみに、例えばA40が適当であるかどうか、中には二十一も含まれるんじゃないかという人もおられるが、それならば、なぜEUIは三十カ月なんです、フランスはなぜ昨年の七月に二十四カ月から三十カ月に改めたんですか。どこの国も、国民のいわば健康と将来に責任を持っているわけですから、それがもし危険だと思つたら、ヨーロッパでもアメリカでも、これは洋の東西を問わずに、当然にその範囲は狭まるはずですよ。日本の場合にもつと厳しいことを判断して、お願いしているわけですから、これも危険と言つたら、私たちは世界を歩いたときに何を食ふんですか。私は、やはりその辺は常識的に物を考える必要があるし、ついでに申し上げるようだけれども、二人のために世界はあるのという歌はあるけれども、

も、あなたは御自身のために世界があるようなことをよくおっしゃるけれども、専門家として、権威ある人になればなるほど、それぞれ皆さん御予定を持っているのは当然じゃないですか。あなたはいつから申し込まれたか知らないけれども、今、みんな逃げたとか、そういう言葉は慎むべきだと私は思う。

○山田委員 フランスやイギリス等々においてのことは、私も当然調べておりますし、わかつています。しかし、日本においては、日本の食の安全のためにどういう手続をとるかというのは、まさに日本が独自に判断すべきであり、それは島村農水大臣も前から言っているように、食の安全のためにはあらゆることをしたいと言っている建前だから、フランスがそうだから、スイスがそうだから、ということとは当たらないと私は思う。

ただ、教授会のために出席できずとか、他用のために出席できずとか、専門家の皆さん方が言つたことに対して逃げたと言ふことは、ちよつと失礼かもしれない。それは私もおわびしたいと思う。

ただ、これだけ大事なことをやるのに、だれでも一人専門家の方に来てもらつて、そしてこの委員会の、国会の場でその論議をするということは大変なことだと私は思っている。

同時に、もう一つ大事なことは、これは専門的な知識じゃないんだけれども、大臣、アメリカ側からの一方的な資料であることには間違いない。それについて、こちらから、例えば牛の月齢にしても、トレーサビリティができた牛でやっているわけではない。これはここで生まれた、この牧場で生まれた大体二カ月ぐらいの誤差のある牛、で計算していると言われております。そういう具体的な事実関係についても、私は当然調査団をアメリカに派遣して、本当に実際にそれが事実に基づいた資料なのかどうかということ、そして、それに基づいてのいわゆる検証というのが必要じゃないかと思うけれども、それはどうだろうか、大臣。

○島村国務大臣 例えて申し上げると、当初、私、大臣就任当時に、アメリカ側から私の方に、公式、非公式にいろいろお話がありました。正直言つて、多少たかをくくつて、大統領選挙への配慮があるようなことを期待した向きでもないではなかった。私は厳しく申し上げて、我が国には郷に入つては郷に従ふということわざがあるが、やはりこの国に来る以上はこの国の国内措置と同等のものを求める、これが私の姿勢。そして同時に、食の安全、安心というのは我が国の、我々の仕事の一番重要なことであるし、総理からも強くそのことについての要請を受けている。したがつて、姿勢を改め、我が国と同等の判断の中で、これは絶対に安全だという意識に至つたものを持ち込む、こういう礼儀はわきまえてほしいと強く申し入れたところ、最近はずつかりその態度を変えましたよ、相手は。やはり私は、申し上げることはきちつと申し上げてきている。

きょうも、あなたはどなたも見えていないようなことをおっしゃるけれども、寺田委員長は先ほどこからずつと、お忙しい時間、ここに座つておられるじゃないですか。国立がんセンターの名誉総長、我々も尊敬する我が国の権威ですよ。それが一人も来ないで逃げたなんて、ちよつと暴言も度が過ぎる。

○山田委員 寺田委員長には今から聞く予定にしている。私が言っているのは、いわゆる月齢識別委員会の座長、委員のことを言っているのだから、ちよつと、時間がなくなるから。

今大臣が国内と同等の基準と言われたけれども、私の資料を見ていただきたい。日米における飼料原料の給与規制対象品目、これのマークをしていてるところを見ていただきたいんだけれども。

アメリカにおいては、飼料規制、例えば牛の肉骨粉については、これを豚や鶏にやっている。豚や鶏にやると、これを仮に肉骨粉にするとプリオンが残る。それを牛が食べて、連鎖は断ち切れない。そして、血漿、血粉、これについては、アメリカはそのまま使用をまだ認めている。そして、私の情報だと、いわゆる東海岸においてはまだ肉骨粉を乳牛にやっている。

そういった飼料関係というのは、これは感染を防ぐ上で非常に重大なことであつて、大臣、これについても、当然のことながら、先ほど言つたように国内と同等の基準を求めていくということには変わりありませんか。

○島村国務大臣 確かに私も当初、日本とアメリカの差の中で、要するに豚や鶏には肉骨粉が禁じられていない、これは本当に危険がないのかということは関係者に問うたところでありました。しかし、米国の肉骨粉規制が御指摘の点で不十分であることについては、昨年七月の日米専門家ワーキンググループなどでも米国に対して指摘をしていくところでありました。

しかしながら、飼料規制については、BSEの病原体が牛から牛へ伝播することを防止するための措置であつて、牛肉そのものの安全性を直接確保するものではない、このため、米国産牛肉の輸入再開の条件として飼料規制までは求めていない、私どもはそういうふうな報告を受けております。

○山田委員 先ほど言つた飼料規制はBSE対策ではないんですか。BSE対策として同じものの基準を求めると先ほど言つたのは違うんですか。大臣、お答えいただきたい。

○島村国務大臣 肉の安全性に直接かわることがないといういわば説明を受けたので、私はそれを了としております。

○山田委員 当然のことながら、肉の安全性に直接といつても、BSE対策としてはこれは大事なことであつて、今言つたように、今のはBSE対策に当たらないのかどうか。BSE対策としたら同じ基準を求めるのではないのかどうか、そこはどうですか。

○島村国務大臣 御答弁したつもりだったんですが、要は、私たちは、少なくとも、飼料規制はBSEの病原体が牛から牛へ伝播することを防止す

るための措置ではないので、牛肉そのものの安全性を直接確保するものではない、このため、米国产牛肉の輸入再開の条件として「ごめんなさい、ちょっと言い違えたようです。牛へ伝播することを防止するための措置であり、牛肉そのものの安全性を直接確保するものではない、このため、米国产牛肉の輸入再開の条件として飼料規制までは求めていない、こういう報告を受けておりまして、私はそれを、確信を持って、そういう報告があったのでとしたところであります。

○山田委員 大臣、それは大変重大な発言であつて、これからさらに問題にしていきたいと思つておりますが、きょうは食品安全委員会の委員長に来ていただきましたが、委員長に一言だけお聞きしたいと思ひます。

きょうはかなり委員長に聞こうと思つておつたんですが、今報道では、委員長は多数意見と少数意見と付して書かれていて、きょう三時から七時までプリアン調査会があるようですが、そういうことが言われております。ところが、実際にそのプリアン調査会で、二十一カ月齢以上の検査でいかどうかということについて、今十四人の委員さん方で、それでいいと、いわば積極的に発言しておられる方は、今までのプリアン調査会の議事録その他少し読ませていただきましたが、いないと私は思つております、積極的にそれでいいという方は、

ところが、積極的にそれではいけないという委員の先生方は何人か聞いております、委員長も御承知だと思ひますが、そして、積極的に、これでは危ないんじゃないか、いわゆる二十一カ月齢以上の検査ということではなくて、従来どおり全頭検査を継続すべきだ、そういう先生方というのはいらつしやるわけですが、その先生方はプリアンの専門家だ。そういう……

○山岡委員長 山田君、簡潔に意見をまとめてください。

いたい。私もきょうからの会議をつぶさに聞いておきたいと思ひますので、その点についてだけ、委員長、答えていただきたい。

○寺田参考人 先生も御存じのとおり、私どもの委員会、建前、本質的にも中立公正、科学的に話を進めていくことで、多数決で物を決めるなどということはあり得ないことです。

それから、きょう三時からあります会議も、今までどおり、これまでの意見を集約していく方向には進んでいっていただきたいと思いますけれども、時間も切るとか結論をこうするか、そういう予断は全く持つておりませんので、御承知をお願いいたします。

○山田委員 終わります。

○山岡委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

食料・農業・農村基本法に基づく基本計画の五年ごとに見直しが今年度末を目途に取り組まれております。大臣はこれまで、所信表明や委員会質疑における答弁などで、食の安全、安心ということとを強調されてきました。また、たつた今の答弁の中でも、食の安全、安心を中心ということがあつたかと思つております。

そこで、最初にお聞きしたいのは、新基本計画の策定に当たつても食の安全、安心は中心に据えられるべきと思ひますが、この点をまず確認させていただきますと思ひます。

○島村国務大臣 お答え申し上げます。

食の安全を確保するとともに、消費者の信頼を獲得することを通じて、消費者が安心できる食生活を実現することが私たちの責務であると認識しております。

今回の基本計画の見直しにおきましては、食品行政について、より具体的にわかりやすい施策展開を心がけるといふ観点から、食の安全及び消費者の信頼の確保の項目を新しい基本計画に位置づける考えであります。

くださらなかつたのが正直言つて残念なんです。が。

今の答弁の中にあつたように、食の安全と消費者の信頼の確保、こういう言葉が先日発表された新基本計画の骨子案に載つておりました。このことに気がついて、驚いたんですけれども、局長に伺います、安心という言葉が消えたのはなぜでしょうか。

○島村国務大臣 私が安全、安心の安心を避けたようにおっしゃいますけれども、私、そういうつもりはないので。安全、安心ということよりは、やはり消費者から本當の意味で信頼されるということ、要するに、こちらがボールを投げたら向こうでそれを受けていただけたらということ、を基本としてありますので、誤解のないようにしていただきます。

○高橋委員 ありがとうございます。

一步踏み込んでとおっしゃっていただきました。それなのに、なぜ、新しい骨子案では食の安全と消費者の信頼の確保という言葉に置きかえられたのか、そのことについて伺いたいです。

○中川政府参考人 今回の基本計画の見直しに当たりまして、食の安全・安心のための政策大綱の考え方に沿つた施策を基本計画の中に盛り込むことといたしております。

この記述に当たりまして、二つ理由がございますが、一つは、リスク分析の考え方に基づいて食の安全を確保するということは、やはり食料供給の必須の条件でございますし、また、食の安全が確保された上で、食品表示や情報提供を通じて、食品に対する消費者の方々の信頼を確保する施策を通じて、結果として消費者の方々が安心を得ることができ、こういうふうな我々も考えたわけでございまして、こういった具体的な施策の方向を食の安全と消費者の信頼の確保という形で表現したものでございます。食の安全と消費者の信頼を確保する施策を通じて消費者の方々が安心して食生活の実現を目指すという、

この施策の方向が変更されたものでないのとはもとよりでございます。

○高橋委員 施策の変更ではないということ、それから、結果として安心が得られるものである、そのための施策であるということが今のお話にはあつたと思ひます。

私は、そうであれば、何も変える必要はないのになと思ひます。なぜかというところ、この安全、安心という言葉が繰り返して強調してきたのにはやはり深い意味があつたのではないかと。平成十四年四月に発表された食と農の再生プランでは、食の安全と安心の確保に向けた改革に真剣に取り組むということがうたわれました。その趣旨は、「BSE問題や食品の虚偽表示問題等に関連して、「食」と「農」に関する様々な課題が顕在化している中で、農林水産政策を大胆に見直し改革することにより、「食」と「農」を再生し、国民の信頼を回復することが急務」と強調されておりました。その後、それを具体化するための食の安全・安心のための政策大綱という名前です、これをつくり、農水省の政策の中心に据えたということを承知しております。

中川局長にお尋ねしたいのですが、消費・安全局を初めとする行政組織の再編、それがその具体化だつたと思ひますが、この消費・安全局その他の役割といたしまして、この消費・安全局が改めて確認をしたいと思います。

○中川政府参考人 平成十三年のBSE問題などを契機といたしまして、政府におきましては、食品安全行政にリスク分析の手法を導入することといたしまして、平成十五年の七月には、食品安全基本法のもとに食品安全行政の基本理念を定めるということ、それから食品安全委員会の設置など、食品安全行政の全体の体制が整備されたところでございます。

これを受けまして、農林水産省におきましても、リスク管理のための施策や組織を総合的に見直しをいたしまして、産業振興部門から独立した食品分野における消費者行政と、それから、リス

ク管理を一元的に担う消費・安全局を設置いたしますなど、リスク管理体制の整備をしたということでございます。

こうした体制のもとで、国民の健康保護を第一に食品の安全性の確保を図るために、国民の方々、消費者の方々への情報提供に努めながら、また意見交換を行いながら、平成十五年に決定をいたしましたこの政策大綱に沿って、消費者に信頼される食料の安定供給の体制の確立に取り組んでいるところでございます。

○高橋委員 食の安全と安心の確保、これを中心とした政策大綱、その中心となって消費・安全局その他の体制ができたということで確認してよろしいですか。

○中川政府参考人 基本的な考え方は、食の安全・安心の政策大綱に沿って、その政策をより具体的なもの、実効性のあるものにつくり上げていくというのが私どもの消費・安全局の任務だと思っております。

○高橋委員 食の安全、安心の確保を目指す政策大綱に沿ってやられてきたこと、また、今回の骨子案の言葉が、安心という言葉が取れたとしても、基本は変わらないというふうなことが今る説明されたと思うんですね。意味が余り変わらないんじゃないかとおっしゃる方もいるかもしれないですね。ただ、私があえてこのことを伺ったのは、このことをあいまにすれば農政の基本方向の明確な変更につながりかねないのではないかと。なぜなら、この問題がどこから出てきたのかということに起因しております。

昨年三月五日の企画部会で、専門委員の中からこれについての具体的な発言がありました。そのまま読みます。「まず、お願いしたいことは、資料の中の、「安全と安心」という言葉がいつも一緒に使われているので、「安心」は削って「安全」だけにしていただきたいのです。」この発言をされた方は、日本経団連の理事も歴任されている食品業界の代表の方であります。いわゆる影響力の大きい方の発言一つで変わったと言われかねないこ

ともあるかと思えます。

大臣、このような、安心という言葉は削ってという議論が昨年からされていたことを御承知でしょうか。

○島村国務大臣 仄聞いたしております。

ただ、私たちは、別にそれらを聞いて、食の安心というものをどこかへそっとどかしたと、そんなイメージは全く持っておりません。また、そんな考えがあるくらいならば、歴史のある食糧庁をやめて消費・安全局をつくらなければいけません。

○高橋委員 ですから、消費・安全局をつくって以降のお話なんですね。本当に最近なわけですね。つまり、私は今、三月五日の企画部会の紹介をしました。その後に中間論点整理も出されておりますし、この発言があったからといって、直後に何か変化があったわけではありません。

ところが、そのことを含めて集中的に議論されたのが昨年十月八日の企画部会でありました。初めに、政府側、消費・安全局審議官の方から、食の安全、安心の確保について説明がされております。この言葉は、その後議事録に何度も出てきておりますので、十月の時点では安全、安心という言葉が政策に据えられていたと理解してよろしいかと思えます。討論の中で、先ほどの食品業界の方が発言をされています。「安全と安心と言いますが、安心というのは我々が議論をするべきではなくて、消費者が感じ取ることです。ですから、この会でやるべきことは、何が安全で何が危険かを明確にすることではないのか」と述べておられます。この発言を具体的な問題とリンクさせると、ぐつと意味を持つのではないかと。

同じ方が昨年三月一日付の西日本新聞のインタビューでこう答えています。消費者の安心を得るために全頭検査は必要との指摘もあるが、安心の基準は人によって異なり一様ではないとも考えないといけなとして、二十カ月齢未満の牛については、特定危険部位を除去することで安全性は確保できる、そのあたりが日米協議の落としどころだと強調しています。

私は、きょう、BSEの質問をしているのではありません。ただ、安心という言葉を取りなさいと言った方が同じ角度でこういう発言をしている。このことが結びついて、発言の意図がこうであったとなれば、重大な問題であります。

十月の企画部会で、この方と別の委員の方も同様の発言をしております。安心ということ、安全が決まってくれば、あとはもう安心ということ、は信頼をするということだと思えますので、そこはもうおいておいて、安全のことに関しては慎重にやって、自分も消費者もきちんとやれ、自分の基準を決めるといふふうになれば、大分違ってくるのではないかとこの発言であります。

つまり、こういう視点を貫いていくと、国が安全だという基準を決めたら、あるいは専門家が言って、これでよしという評価をすれば、あとは個人の問題だ。添加物がどうか、原料、原産地はどうか、そこを心配するしかないかは個人の問題だから、それを表示する必要はない、そういうことに解釈もできることになりました。

この企画部会では、むしろ安全、安心を施策の基本理念として中心に据えるべきだという意見も出ておりました。また、説明する政府側も、しきりに安全、安心の確保ということを発言しておられました。

局長、十月の時点ではそういうふうに説明をされていまして、いつ言葉が変わったのか、もう一度伺います。

○中川政府参考人 先ほども申し上げましたけれども、安心という言葉は基本計画の中で用いております。安心という言葉は、それから消費者の信頼を確保する、そういう政策を通じて、消費者の方々が安心して食生活の実現を目指すという考え方を施策の内容に即して表現をしていく、そういう考え方に基づくものでございます。先ほども申し上げましたけれども、食の安全が確保された上で、食品表示や情報提供を通じて消費者の方々の食品に対する信頼を確保する、そういう

う施策を実施していきますと、結果として、消費者の方々に安心していただけるというふうな考えでございます。

それから、いつということでありませうけれども、こういった食の安全と、それから関係者の間の信頼を醸成していくということは、三月以前から、関係者の方々に集まっていたら、顔の見える関係づくりといった検討会も行ってまいりました。そういった検討会の中でも、この信頼の醸成ということは一つの大きな目標として議論していただいていたところでございます。

○高橋委員 安心と信頼の確保ということ、今まで言われてきたと思うんですね。それが信頼の確保というだけになったということに、特段、安心を軽視したわけではないという説明だったかなと思うんですけれども、やはり私は、ここまで安全、安心を強調するまでになった成り立ちがあるからこそ、ここにこだわりを持つ必要があるかなと思っております。

この問題を考える上で参考になりたいと思つて、きょうは文部科学省においてをいただいております。科学技術・学術政策局長の私的懇談会である安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策に関する懇談会が、昨年四月に報告書を出しました。食品行政を含む多様な課題について、安全、安心の確保について考察をされております。

そこで、この懇談会においては、安全と安心の関係について、また安全、安心と食品行政とのかかわりについてどのように報告をされているのか、御紹介をお願いいたします。

○有本政府参考人 お答えいたします。この懇談会でございますけれども、問題意識としては、近年の感染症、あるいは犯罪、テロ、大規模災害、こういった脅威の増大、あるいは技術の高度化、複雑化により社会システムの弱点の顕在化、こういったものを受けまして、国民の方々の不安が高まっているということ、こういったものに対して科学技術政策上どう扱うべきかという観点から、この御指摘の懇談会を開

催したわけでございます。

この懇談会は、科学技術の専門家のみならず、防災、あるいは環境、医療、心理学、政治学、こういった非常に多分野の産学官の有識者の方々と御議論を非常に多様にさせていただきまして、昨年の四月に報告書を取りまとめたものでございまして、その中では、いろいろ、目指すべき安全、安心な社会というものはどういうものであるかということ、あるいはこの課題に対応する科学技術の研究開発課題はどういうものであるか。例えば、地震とか津波、あるいは感染症、あるいはセンサー技術、あるいはこれ全体をいろいろな解析をいたしますシミュレーション技術、こういった課題の抽出をしたわけでございます。

こういった研究開発課題を最終的に世の中のニーズに合わせて解決策を提示するという場合のいろいろな政策の方向性というものについても御議論をいただき、報告書の中に書き込まれておりますけれども、例えば、技術シーズと求められる安全確保のニーズを結びつけるための体制の整備でありますとか、あるいは未知の危険に対応するための多様な専門家を常に知的なネットワークとして構築しておく必要があるだろうということがございます。

先生の御質問のことでございますけれども、安全を安心として実感するための取り組みもしつつありしておくべきであらうということがございます。

なお、食品に関しましては、こういった安全を安心につなげるための重点課題といたしまして、食品へのトレーサビリティの導入というものが重要な課題ということで取り上げられているところでございます。

以上でございます。

○高橋委員 今、最後の方で御紹介になった、安全を安心として実感するための取り組み、この考え方について御紹介いただけますか。

○有本政府参考人 これは、今申し上げましたように、食品に関してはトレーサビリティと

いうことがあろうかと思ひますし、それから、例えば先ほど申しましたような地震、津波あるいは感染症等々、いろいろな脅威がございまして、こういったものも脅威がございまして、どういった被害予測がされるかということと事前にシミュレーションし、それを可視化して、一般の国民の方々にそういうものを十分周知するということが、最終的には、こういった技術というものが、いざとなった場合に、国民の方々の課題解決ということにしっかりと対応してくれるということに、この信頼というものを得るということが大事になろうかというふうに考えてございます。

○高橋委員 何か最後に信頼という言葉を使ったので、どうも、最初に書いていることと違うのかしらと思ひましたけれども、きょうは別に科学技術の方にどうこうと言うつもりはございませんので、報告書を読ませていただきます。

安全を安心として実感するための取り組み
安心は安全の確保に関わる組織への信頼や個人の主観的な判断に大きく依存することから、たとえ、安全が確保されていても、個人々が安心として実感できないのであれば、なぜそのような事態が生じているのか原因を検討し、原因を明らかにした上で、安心をもちたすためには、何をすべきなのかについての研究が必要である。また、確保されている安全を個人々が安心として実感できることが社会的なゴールであり、安全を安心として実感するため手法の研究が必要である。

とおっしゃっております。

私は、非常にこれは大事なことでなと思ひつてい

るのです。

前段に言った、個人々の主観的な判断、実はこの主観的な判断だということが企画部会で盛んに言われたわけです。安全だということは科学者なり政府が判断するけれども、安心できるかどうか、それは個人々が受け取る判断、主観的なものなんだ、だからそれをあえて施策の目標にしても無理なんじゃないか、そういう議論があったとい

うことを踏まえて安心という言葉が取られたとすれば、その後の政策に当然影響がするというふう

に受けとめていくわけです。

幾ら科学者が安全ですとお墨つきを与えても、なぜ国民が安心できないのか。情報の出し方や手続に国民が納得できない、信頼できないものがあるからではないでしょうか。例えば、科学者がリスク評価をしているその瞬間に、同時並行で日米協議をやっているという、そういう姿勢に対して、信頼できないと国民が言っているのです。BSE国内発生最大の教訓もそこにあったのではなかったでしょうか。国内発生でも、そのことが痛烈に反省されて、食の安全・安心政策大綱ができたのではなかったでしょうか。国民の九割が輸入食品に不安を感じている。八割が国産の食料を食べたいと言っている。こうした消費者の意識に軸足を置いて、農政もしっかりと展開していくこと決めたのではなかったでしょうか。そうした議論を踏まえて、安全・安心の確保、この基本について、新しい基本計画の骨子に、基本計画の中に明記するべきと思ひますが、大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○島村国務大臣 たとえ文字は消えても、消費者に安心して召し上がっていただく、またそうであってほしい、そういう私たちの基本的な気持ち

は全く消えておられないわけでありまして。これから国産が食べたい。それは、一つは国産のものは物がよい、おいしい面もあると思ひますし、また同時に、安心感、信頼感、これもあるのだからと思ひます。そういうことも含めて、私たちはそれらに十分配慮しながら、これからの仕事に取り組んでいきたいと思ひます。

○高橋委員 文字は消えても気持ちは消えておらない、非常に心のこもった答弁かなと思ひますが、ただ、気持ちが消えておらずとも、そこまでして文字を消さなければいけない理由がまたあるのかなというところを、非常に理解できずにおります。

きょうは時間が参りましたので、先ほど紹介し

た議論があつて、この安心の確保ということが取れたということ、やはり大臣もよく見ていただいて、その議論が何で起きてきたのか、よくわかるように、消費者に本当に軸足を置いていくことが買かれていけば、それは構わないのでありますが、そうでない思いの人たちがそういう発言をしているわけですから、そこをしっかりと見ていただいて、軸足がぶれることがないように、そのことを強く要望して、終わりたいと思ひます。

○橋崎委員長代理 次に、山本喜代宏君。

○山本(喜)委員 社民党の山本です。

まず最初に、BSEの問題について伺ひたい

たします。

私、大臣にだけ答弁を求めませんので、よろしくお願ひします。

二月八日の農林水産省と厚労省の専門家による牛の月齢判別に関する検討会という中で結論が出たわけですが、A40の評価決定ポイントが高い精度で判別が可能だ、牛枝肉の生理学的成熟度を客観的に判別する基準として適当であるというふうな最終報告であつたわけでございまして、その報告書の中で、A40を基準として採用し得るか否かの判断に当たっては、米国産牛肉のBSE感染リスクの程度を考慮する必要があるというふうにあります。これは具体的にどのようなことを指すのでしょうか、お伺ひします。

○中川政府参考人 二月八日に取りまとめられた牛の月齢判別に関する検討会報告書では、A40という格付の基準を用いまして、二十一月以上一カ月齢以上の牛がA40以下に評価される可能性というの、一定の統計的な試算をいたしまして、一・九%以下といったような数字が出るわけでございます。この数字自体は、それ自体その数字でもってA40を基準として採用するか否かを結論づけるということが出来るものではなくて、つまり、この数字が小さいか大きいかにいうこと、その数字だけで結論できるものではなくて、その判断はアメリカ産牛肉のBSE感染リスクの

評価結果とあわせて判断することで初めて意味を持つものであるというのがこの検討会の委員の方々の意見でございまして、そのことが今回、先生の引用されたような文で報告書に記載されたというものでございます。

ですから、A40を基準として採用するか否かは、今後、食品安全委員会に、アメリカから牛肉を輸入する際のさまざまな条件とともに諮問いたします。BSEのリスクというものを食品安全委員会に諮問いたしますけれども、そのリスク評価の結果を踏まえて判断をしていきたいというように考えております。

○山本(喜)委員 要するに、アメリカにおける発生のリスクですね、そういうことだというふうに理解していいですか。

○中川政府参考人 報告書には、米国産牛肉のBSE感染リスクの程度を重視する必要があるというところから、アメリカにおけるBSEそのものの発生リスク、それから牛肉のBSEに感染しているというもののリスクと、両方だということふうに思っています。

○山本(喜)委員 肉の安全並びに発生のリスク、両方というふうなことが今答弁ありましたけれども、発生リスクということであれば、飼料規制というものが極めて重要になっていくのではないかと、牛から牛への伝播、蔓延を防止するということと、肉骨粉の規制は極めて重要なわけでございます。

EUの食品安全リスク評価機関である欧州食品安全庁、これが昨年、アメリカのリスクですね、評価、レベル二からレベル三に上げたわけですね。EUの食品安全庁の米国の地理的BSEリスクの評価に関する作業グループ報告ということになりますと、人間食料についてのSRM禁止は導入された、しかし、飼料連鎖のSRM禁止はない、SRMは他の屠畜副産物と一緒にレンダリングされ、独立レンダラーの場合には死亡牛も一緒にレンダリングされる、欧州の方ではそういうふうな評価しているわけです。

こうした結果に基づいて、アメリカに対する国際的な評価は下がっているというふうなことになるわけですよ。そういうふうなEUの評価というものを日本ではどのように考えているのでしょうか。

○中川政府参考人 昨年であったと思いますけれども、EUの方でGBR、BSEの地理的リスクの評価見直しが行われまして、アメリカのGBRのレベルが二から三に上がったというのは承知をいたしております。

また、昨年の五月、六月、七月と、日米の専門家によりますワーキンググループで議論がされた際に、アメリカの飼料規制の状況について、日本から見て必ずしも十分ではない点があるんじゃないかというふうなことは専門家からも指摘をしたところでございます。

○山本(喜)委員 そこで、前の予算委員会でも質問しました。日本の国内の対策ということでは、昨年の十月に、厚労大臣と農水大臣の連名で、食品安全委員会に、飼料規制の実効性の確保の強化ということをやわざと諮問しているわけですね。これが、予算委員会ときにはどういう答弁があったかというところ、飼料規制の実効性確保を一層強化することが大事だ、さらに強化すべき点について諮問したというふうな答弁されておりました。

先ほどの米国産牛肉のリスク評価、これについても、アメリカでの発生リスクということも含めるといようなことが言われているわけですね。そうしますと、やはり飼料規制というのが極めて重要になっていくわけございまして、内外同一ということであれば、なぜアメリカに飼料規制を求めないのか、これについて、私、ちょっと納得がいかないの、答弁をお願いします。

○中川政府参考人 飼料規制をきちっとしていくということは、牛から牛へのBSEの伝播を防止するという意味で大変大事な点だというのはもう先生御指摘のとおりであります。

ただ、申し上げますけれども、日本がアメリカ

から輸入するのは牛肉であります。その牛肉の安全性の確保の措置として日本の国内と同じものを要求するというのは、これまでずっと貫いてきた私どもの基本的な立場でございます。

そこで、先ほど申し上げましたけれども、飼料規制というのは、BSEの病原体が牛から牛に伝播するところを防止するという意味では、極めて大事な、また、それぞれの国で牛のBSEを根絶するという意味でも大変大事な措置ではありますけれども、牛肉そのものの安全性を直接確保する措置ではないということで、アメリカに対して要求をします際の基本的な条件というのは、特定危険部位をすべての月齢から除去すること、それから、BSEの検査と除去すること、それから、日本が二十カ月以下の牛についてのBSEの検査を義務づけなければならない条件のもとで、二十カ月齢以下とさちと判断された、証明された牛肉の肉に限る、この二つの条件をこれまでも主張してきたところでございます。

○山本(喜)委員 いや、わかりますよ。ただ、日本は、BSEをこれ以上蔓延させてはならないというところで肉骨粉禁止ということをやっているわけですね。日米のワーキンググループの中では、アメリカの肉骨粉規制が不十分だと。去年の日本の政府の調査団の中でも、今後もアメリカでは発生し得るというふうな判断しましたよね。そうした場合、もし仮にですよ、もし仮にアメリカで今後BSEが発生した場合においても、肉は安全だということ、これは肉が入ってくるということになるんですか。

○中川政府参考人 アメリカから一定の条件で輸入が再開されるというふうになる場合、その条件のもとでのアメリカ産牛肉の安全性については、食品安全委員会に、これは国内の措置についての答申をいただいた後になりますけれども、食品安全委員会がBSEのリスクについて評価をしていただくということは、これまでもずっと申し上げてきたところでございます。

ですから、入ってくる肉の安全性については、食品安全委員会の御判断を待って、最終的にアメリカとの間の輸入条件というものが決まるということでございます。

○山本(喜)委員 そうすると、食品安全委員会にげたを預けたということになるわけですね。

○中川政府参考人 平成十五年七月からの政府の食品安全性確保のための組織体制としまして、食品のリスクについての評価は食品安全委員会、それから厚生労働省と農林水産省はリスク管理を担う組織として位置づけられております。ですから、リスクの評価というものは食品安全委員会において行っていたことになりました。

○山本(喜)委員 こればかりやりとりしてもしょうがないので。

このA40と言われる牛枝肉の生理学的成熟度、これに影響をきたす要因というのはどのようなのがあるのか、あるいはその差異はどのようなにあらわれるのか、お伺いします。

○中川政府参考人 牛の月齢判別に関する検討会の報告書によりますと、生物学的成熟度というのは、性別、雄か雌かということ、あるいは品種等の遺伝的な要因、それから育成なり肥育方法等の環境要因により影響を受けるといふふうなことであります。

こういう一定の差というものは出てくるという前提のもとで、成熟度を、基準となるA40と判断するか、あるいはA50と判別するかというところの骨化の程度でもってこれは明瞭にわかるといふのが専門家の方々の判断でございまして、牛枝肉の生理学的成熟度を、特定の部分の骨化の程度等を用いまして客観的に判別できるということで、客観的な判断の指標たり得るといふのが月齢判別に関する検討会の専門家の方々の御意見ということでございます。

○山本(喜)委員 今答弁いただきましたように、品種なり飼料なり、飼育方法によっても差は出て

くるといふような専門家の見解なわけですね。二月八日の専門家会議の中でも、品種やえさによって肉質は変わる、四、五カ月の誤差は避けられないといふような意見を述べられた学者の方もおるわけでございます。今、中川局長からも、これはさまざまな環境によって差異があるというのを述べられたわけでございます。

そうしたことを勘案した場合、このA40というシステム、これはアメリカの独自のシステムであって、肉の品質をはかるための尺度であって、月齢を決めるための尺度ということで始まったわけではないわけですね。ですから、アメリカが示したものを今日日本の学者の方々が評価をしているといふような状況だと思っております。

そこで、二月八日の検討会の結果の中に、仮にA40という基準を採用する場合ということで、①、②の前提条件というのがつけられているわけですよ。この条件というのはなぜつけ加えられたのか、お伺いします。

○中川政府参考人 仮にA40を基準として採用する場合として、先生今二つ御指摘なさいましたけれども、専門家のこの報告書の中にも記載をされておりまして。

一つは、評価決定ポイントの明確化、格付検査官への周知徹底、評価結果の記録と保存というふうなことでありまして、これは、先ほども申しましたけれども、A40というものとA50というところの区分けをする、ちゃんと判別をするのはどの部分のどういう状態かというふうなことをきちっと検査官の間に周知徹底をするというふうな趣旨でございまして、また、そういった判別をした記録というのは、当然のことながら記録として残していくということも後々の検証のためにも必要だということ、こういう趣旨のことが留意事項として指摘をされているわけでありまして。

それから、さらに二点目といたしまして、基準としての有効性を確認するための追加的検証または実施後のフォローアップが必要だということでありまして、これは、今回のアメリカが行いまし

た特別研究について、その判別の精度等については一定の成果が出ているわけでありましてけれども、さらに、当検討会におきます統計学的な観点からの検証の結果、より精度の高い結論を導き出すために、今申し上げたような事後的な追加的検証、または実際にものが動き出した後の、実施後のフォローアップが必要だということが指摘をされているということでございます。

○山本喜委員 要するに、アメリカが示したデータでは、余りにもサンプルが少な過ぎるということと検査官の主観に基づくということで、これは信用度が低いということじゃないですか。

○中川政府参考人 A40というものを使うに当たってのその判断の基準は明瞭だというのは、報告書の中に明記をされております。ただ、一定のサンプル数のもとで得られた結論というものの、先ほども申し上げましたが、A40を用いた場合に二十一月齢以上の牛が入ってくる可能性というのは、統計的に処理をすれば一定のパーセンテージが出てくるわけでありまして、そういったものを踏まえた採用するかどうかの最終的な判断は、米国産牛肉のBSE感染リスクと合わせて判断をするのが適当だというのが専門家の方々の判断でございます。

ですから、これは、信用できるかできないかということではなくて、今回の検討、特別研究の結果、一定のサンプル数のもとで専門家の方々が判断をされたというものでありまして、この後はアメリカ産牛肉のBSE感染リスクと合わせて判断するものというのがこの結論でございます。

○山本喜委員 具体的なことをお伺いするんですが、この②の「追加的検証又は実施後のフォローアップが必要」、これは「又は」というふうにあるんですが、これは、どっち側をやるということか、それとも両方やるということなのか、お伺いします。

○中川政府参考人 今回のその米国側の研究に加えて、さらに同様な追加的検証を事前に行うのか、あるいは措置を実施した後ににおいて同

じような研究の成果を再確認する、いわゆるフォローアップをするのかというのは、「又は」ということでございますから、少なくともどちらかは必要だろうというのが専門家の方々の意見でございます。

それで、そういった御指摘がございまして、現在、アメリカとの具体的な実施の方法等について協議をいたしているところでございます。

○山本喜委員 昨年十月の日本政府とアメリカ政府との共同記者発表というのがございました。この中に「BEVプログラムの検証」というのがございまして、ことしの七月をめどに修正のための検証が行われるというようにございますけれども、これはどういうことでしょうか。もう七月ころには輸入が始まっているという前提だったんでしょうか。

○中川政府参考人 昨年十月の局長級協議での議論の中身は、まず二つございまして。一つは、先ほど申し上げましたが、アメリカから輸入する際の具体的な主要なポイント、一つは特定危険部位の除去、それからもう一つは月齢を二十カ月以下のものにすることでありまして、こうも、こういった条件で作業をしようということで共通の認識を得られたわけでございます。

その共同記者発表の中に、ことしの七月をめどに修正のための検証が行われるという記述がございまして、これも、ことしの七月までの間に、一つは、五月に予定をされておりますOIE、国際獣疫事務局におきまして、BSEの基準の見直しが議論される予定になっております。それからもう一つは、アメリカで、昨年の六月から、サーベイランスを強化するというところで二十万頭規模以上の、拡大したBSEの検査が行われております。この結果も、そのころまでには、一定、出てくるだろう。こういった新たな科学的知見の追加が見込まれますので、これらの新たな知見を踏まえて検証するというところにいたしましたものでございます。

○山本喜委員 中川局長さんからずっとお伺いしておりましたけれども、大臣に、次にお伺いたいんです。

専門家会議で、結論はA40ということで出したようだけれども、専門家の中でもかなりの意見の隔たりというのが指摘されているわけでございます。私自身が思うには、科学的知見と言いつつも、やはり熟練の技術者の目視に頼るしかないような今のアメリカの制度ですね。それに対して、日本の国内の場合は全頭検査、これは、政府が補助して向こう三年間実施が続くという自治体が出てくるわけですね。さらには、肉骨粉の規制とかあるいは生産履歴というものもきちんとつけられている、そういう極めて国際的にも厳格なこのBSE対策の国内措置。もし仮に、これが、アメリカから、目視だけに頼るような、こういう牛肉が入ってくるというふうになった場合、国内の生産者あるいは消費者の理解が得られるというふうに考えているかどうか、これをまずお伺いしたいと思います。

○島村国務大臣 あなたも大変御心配なさっているようですが、実は私も、いろいろな話するときには笑顔でしゃべったりはいたしますが、決して安心して切っているわけではありません。例えば、コンピューターが何かで簡単な検知ができて、完全に科学的知見であると胸を張れるものが出ればこんなありがたいことはないわけだけれども、仕方がないので、私どもは、専門家が今熱心に御討議いただいて、もう四カ月たちますが、その結論を今か今かと素直な気持ちで待っている、これが私の実感であります。

〔植崎委員長代理退席、委員長着席〕
○山本喜委員 ありがとうございます。これで終わります。

○山岡委員長 次に、白保台一君。

○白保委員 大臣に、所信の中から伺います。まず、昨年は、地震、台風、大雪など多くの自然災害が発生しました。農林水産業が自然を相手に営まれ、自然の力から大きな影響を受ける

産業であることを改めて痛感させられました、こういうふうには大臣は所信の冒頭で述べられております。二〇〇四年の農林水産被害というのは一兆五億円、こういうふうには言われておりまして、一九九三年の大冷害の年以来、十一年ぶりに一兆円を超えた、こういうふうには報道等もなされております。

私のところももう台風常襲地ですから、農林水産業の皆さん方がそういう台風被害とか自然災害で悩んでいることはもう常に見ていることでありますけれども、被害が出てちゃんと補償されるまでの間が、結局、補正予算とかそういうことで、非常に長い。農地などは、これは後でじっくりと聞きますけれども、例えばビニールハウスとか、そういうところなどは、もう常に張りかえたり、去年などは、十七号が間にあって、十六号、十八号があつて、十六と十八を一緒にするとう物すごく大きなものになるんですけれども、気象庁が非常に厳密にやつて、十六は十六、十八は十八、こういうふうになりますと、被害も非常に大きくなる。しかも、短い間に来る、張りかえたらまた来る、こういうことで、農家の皆さん方は大変御苦労をなさっているわけでございまして、そういう資材関係の問題等は、これは特認のような形でございましてやれるようなそういうシステムも必要なんじゃないかな、こんなふうにも思っているわけでありまして、大臣、まず、そういうものに対する対応をどのように考えなのか。大変自然から学ぶものは大きいわけですから、ぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○島村国務大臣 我が国は世界でも六十番目の狭い国土で、これが寒帯から亜熱帯に細長く伸びて、それで真ん中を急峻な山に占められて、あげくが、地震を起こす火山帯が七つもあつて、かて加えて台風常襲地帯。台風シーズンになりますと、先生のお地元の沖縄に私たちは思いをはせて、大変だなと思ひます。

もつとも、農林水産行政もそういう点をおもんばかつて、一般の国際価格より十倍も高いサトウ

キビを生産していただいで、農民の士気に少しでもプラスになろうという努力をしているところでもございまして、我々はいろいろな配慮をしているところですが、昨年は特に、御承知の、今御指摘もありましたけれども、十に及ぶ大きな台風の上陸もありまして、この被害は膨大でありまして、ついに一兆円を超えた、史上三番目と承知をいたしております。

こういう際にいろいろ機械に対応し、その被害を受けた方々がすぐ立ち直りを決意できるような環境づくりへの配慮、こういう御指摘だろうと思ひます。ビニールハウスもその周りも全部でございしますが、私たちは、そういうことについては、考えは全く同じでありまして、そういう際にもすぐ対応できるような平素からの用意をしておくというところは非常に大事なことでございと思ひます。

実は、昨年、台風や地震が起きました。その際に、私は、例えば地震でいいますと十月二十三日にあつたわけですが、すぐ、降雪の時期はいつごろから始まるのか調べたら、ちょうど十一月の二十四、五日、約一カ月を残すのみでした。そこで幹部を集めて、まずその本部を設置し、副大臣に本部長をやつてもらつと同時に、その一方で、激甚災の指定を一番急いだらだけでできるのかと。そうしたら、今まで一番早く二カ月少しかかりました。なぜそんなにかかるのかと言つたら、災害の調査に入る段階で、国民の大事な税金を使うんですから、そのために実は調査を十分にした上であれすると。ただ、その後の手続を調べてみると、地方農政局がこれを全部チェックして、今度は本省でチェックして。そんなばかかなことを言ひなさんなど。そこで、防衛庁と協議をして、ヘリを飛ばして空中で撮影をしたもので査定をし、しかもこちらから、本省からも出向いて、農政局と一緒にやつた結果、とうとう一カ月でできたわけですね。やはりこういうことは非常に大事なことでございと思ひます。

そういう意味で、今先生御指摘のことも非常に大事なことでござい、これから向かつていろいろ

る対応しなきゃいけないところですが、今までにもビニールハウスの被害その他はあつたわけでもございまして、従前から配慮することの努力はいたしておりますが、今までも農業生産資材などに対しては支援を行っているという実績もこれであり、これからも、強風に耐え得る低コスト耐候性ハウス、耐候性です、天候に対する耐久性のある、導入への支援などを行つており、これらを通じて災害に強い農業づくりを進めてまいりたい、こういうふうには考えているところでござい。

これからの、台風がないという保証は全くないわけですから、有事に備える、これこそ我々の責務である、こう考えております。

○白保委員 大臣が非常に機敏な対応をされて、その結果として先ほどの御答弁のような形になつたんだらう、こう思ひます。

ただ、異常気象、去年など十個も台風が上陸するなどということは考えられないような状況。したがつて、これまでの対応というのは、これまでの気象状況の中で、あるいはそういうことで判断がされて、今のシステムでできたと思ひます。しかし、もうそのシステムでは対応できないから、大臣が先ほど言われたような、急遽やるというところで、一カ月ぐらいいでやる。こういうたものをやはりシステム化しないと、新しい、異常気象のような時代の中にあつて、今までどおりのことをやっていると、やはり長かかるといふようになります。ですから、そういう面でのシステムづくりというものも、これからの時代に即応できるものも考えておく必要があるんじゃないかな、こう思ひます。

もう一度だけ、大臣、この辺のことはいかが

うにいけません。したがひまして、まず迅速に対応できること、やはり安全に対する配慮、これも二つ目に必要だと思ひ、さらには予算措置その他も、そのときになつて一々建議するのではなくて、何かそれらについては対応できるような、多少懐に余裕のある、そういうようなものも配慮することが必要なかな、こう思ひますが、従前のいろいろな経験に立ちまして、これからの御指摘の点、努力をしたいと思います。

○白保委員 では次に、大臣、御専門だと思ひますが、都市農業についてお伺ひしたいと思ひます。

実は、都市農業に入る前に、さきに私ども、党の神崎代表を先頭に全国でずっと農政フォーラムを行つてまいりました。その結果を取りまとめ、去年の四月に農水省に、我が党の政策提言として提案をしたわけですね。

今、食料・農業・農村基本計画が改定の時期を迎えて、ずっと作業が行われていますが、そういった中で僕らもこうやつて、我が方の提案はどうなっているかなということ等も含めて精査をしておりました、大変それが反映をされつつあるな、こういうふうな思ひもあるんです。

一方で、今度は都市農業です。都市農業についても、これはたしか十一年成立の基本法においては、都市農業振興というのは国の責任であるといふふうに定めているわけですね。そういう中で、結構、都市農業の中からいろいろな声も聞かえてまいります。したがつて、私たちもこのところ、都内の数カ所を視察しながら声を聞いてまいっております。そういう意味で、都市農業の果たす役割というのは非常に大きいと思ひます。

大臣のところのコマツナも全国に出ております。コマツナというので、コマツナって何かなと調べてみたら、吉宗以来のいろいろな話がありまして。これは余談ですけども。

そういうことがあつて、非常に立派な農業を都市の中でされていることも事実です。しかしながら、都市計画法や生産緑地法、あるいは租税特別

措置法などの関係法令が、都市農業をきちんとやっていけるような考え方は合致していないような部分もこれあり、私たちは、こういった都市空間やあるいは景観を残していく意味からも、また果たす役割からいっても、ぜひこの都市農業をしつかりと位置づけていかなきゃならない、こういうふうな思っておるわけでございまして、大臣のお考えをお聞きしたいな、こう思っています。

存在は大きいだろうと思います。さはさりながら、例えば、カキの木やクリの木をばらばらと植えて都市農業でござい、私はそういうものまでかばえませんが、私の利害にかかわらず、そういうことだけは排除していかなきゃ農業の存在というものをきちんと訴えられたいんだ、そこまで踏み込んで申し上げているところでございます。

○白保委員 では、大臣、もう一点だけ申し上げておきたいと思っています。

例えば私も、御指摘いただいたように、日本橋を起点として八キロから十五キロにおさまる大塚至近距離にある東京などでございまして、都市農業が結構ございまして、都内第二番目でございまして、今御指摘のコマツナは我が地域が原産地でありますけれども、コマツナに限らず、セロリ日本一もおりますし、その他の野菜も朝になると山に積んでお届けをいただくというふうな非常に恵まれた環境があります。

生産緑地を軸にして、都市農業に関連した農地保全だとか後継者育成だとかあるいは農業振興、こういった、先ほどの、後段の方の話じやなくして、まさに都市農業の振興のための首尾一貫した施策を展開できる部署を明確にする必要があるんではないのかな、こういうふうな思いがあります、いかがでしょうか。

実は、私は、前回の食料・農業・農村基本計画が決定する直前に、都市農業の位置づけがなかったもので、これをあえて入れてもらった人間であります。そういう意味で、私は、今都市農業というの、土地が暴騰するときは、何か農業は飯の職業で土地の値上がりを実感して期待しているのではないかと、こんな冷たい意見もありましたし、周辺の農業地域からは、我々に農産物は任せやいいんだ、何も東京でつくることはない、同じ農業者でも意見の違うものも聞かされたわけでありまして、結果的に現在考えますと、やはり都市農業の存在はよかつたな、こんなふうな思っています。

そういう意味で、都市農業については、現在農村振興局地域振興課に専門の班を置きまして、それでその事務を担当させているところでありまして、また、都市農業につきましましては、農林水産省の他の部局にまたがる行政課題も多いものですが、そういう意味では、関係部局の十分な連携、調整を図りながら、これからは都市農業を守る、何も私が東京出身でなくとも、このことはかなり着実に認められる努力をされていることを認識しております。

特に、新鮮で安全な農産物が都心にいながらすぐ供給ができる、農業体験の場の提供ができる、あるいは災害に備えたオーブンスペース、これもあるんな災害時に、かなり消防当局などからも聞かされましたが、効果が高い。あるいは、最近では市民農園が非常にふえてきてまして、農業に対するいわばトレーニングができる。こんなようなこと

○白保委員 では、次の問題に移りたいと思います。フードガイド策定、これについてお伺いをしたいと思えます。食料自給率向上に向けて日本版のフードガイドの策定、活用によって食生活の改善に取り組む、

このように言うておるわけですね。確かに、食料自給率を抑えている原因というのは、日本の消費者の食生活、ライフスタイルの変化によるもの、こういうふうにも言われています。世界のあらゆる食材を取り寄せていて、おいしい食事をし、また食べ残しもかなり多くあるわけですね。ですから、世界の困窮をしようとするところから考えると、こういう状況というのは非常に胸の痛む状況であるな、こういうふうな思っているわけですね。

○中川政府参考人 お答え申し上げます。国民の方々一人一人がみずからの食について考える習慣を身につけていただく、それによりまして健全な食生活を実現していただく、これまでも食生活指針の普及啓発に努めてきたところでございます。ただ、この食生活指針、先生も今おっしゃいました、十項目から成っておりますけれども、これをより具体的な行動に結びつけるものとして、フードガイドを現在厚生労働省と連携して策定いたしている最中でございます。

このフードガイドですけれども、実際に消費者の方々が食品選択の場面で活用されることによりまして、御飯などの穀類を中心に野菜、果物あるいは牛乳・乳製品さらには魚といったものが適切に組み合わせられた日本型の食生活が実現をされ、食料自給率の向上と国民の健康づくり、生活習慣

病の予防に寄与するもの、そういうものをねらってやっていきたいというふうに思っております。

○白保委員 効果ですね、あれは何年やりましたかね、こういった運動を始めまして、このカードをもつてやりましてから。そして、それによる効果というものがわかりましたら。精神的な効果はかなり私も受けておりますけれども。

○中川政府参考人 この食生活指針が策定をされましたのは平成十二年の三月でございます。基本計画の策定と同時期であったと記憶いたしております。

持論であります。先輩の方が向こうの方に、経験者が座つていらつしやいますけれども、OBの方がいらつしやるんですが、そこで、環境問題や食料資源の開発、そういったことで、持続可能な農業を展開していくためにはバイオテクノロジー、こういったところに活用していく、利用していく、そして、その利用することによって品種改良に取り組むことが非常に大事だ、こういうふうに思います。

現在栽培されている有用植物は、すべて歴史的に選抜されてきた品種群ですから、そして、遺伝形質が固定されているので、遺伝的変異に乏しく新しい形質を選抜することは非常に難しい、こういうふうに言われている。したがって、原種とか原原種が非常に大事だというようなことが言われるわけでありまして、遺伝的変異、すなわち個体変異が大きいもののほど資源的価値が高くて、遺伝資源として原種に近い古い品種群が重要で、これからはなってくる。長期的に見ると、遺伝資源を広く数多く収集をして研究開発を進めることは、社会環境や自然環境の悪化に対抗する品種開発や、市場競争力に強く、これはまた商売にもなるというふうに思うわけであります。

幾つかの地方自治体でも、遺伝資源の問題については研究開発に熱心に取り組んでいるわけでありまして、本来、遺伝資源収集とか基礎研究というのは国が取り組むべき問題ですから、こういったことで、ここに農業生物資源ジーンバンクというのがある、OBの方が向こうに座っておられますけれども、そういうことであって、したがって、農業生物資源ジーンバンクの役割というのは非常に大きい、重要である。

今後の農政展開において、遺伝資源の収集及び研究は非常に大事ですが、どのように位置づけられておるのか、このことについて伺いをしたいと思います。

○西川政府参考人 お答えします。

今先生御指摘のとおり、遺伝資源というのは、これからさまざまな場面に活用できるということ

で大変重要な問題だろうというふうな思っております。特に、作物育種の素材としての利用ばかりでなくて、バイオテクノロジーの進歩により遺伝子の機能解析の素材など多様な用途への利用の重要性が高まっているというふうな考えております。野生種を含めまして、遺伝資源の収集、保存、これは我が国農業、食品産業の今後の発展にとって必要不可欠であるというふうな考えております。

今後とも、この問題につきましては、重要課題として引き続き遺伝資源の収集と的確な保存、活用ということについて努めてまいりたいと考えております。

○白保委員 ところで、そうやって一生懸命努力をされるわけですが、言われているところによると、アメリカなんかはもう相当な量のものを確保しているんじゃないか。私もも県議のころは、本土に行っても同じようなものはないから台湾へ行こうというので、台湾へ行ったりなんかして、これを見ている。ただ、それを保存するというのが非常にコストがかかって、今すぐもうかるわけでも何でもないわけで、大変な作業だ、こういうふうに思います。

そこで、現在の収集の状況と、世界的にどれぐらいのランクに我が国はあるのか、その辺についてお答えをいただきたいと思ひます。

○大口大臣政務官 今、白保議員から大変重要な御指摘があったわけでございまして、まず、我が国におきましてジーンバンクにつきましては、これは二十三点でございます。そして、FAO、国連食糧農業機関の調査によりますと、全世界で約六百万点の植物遺伝資源が保存されている、こういうことでございます。そして、ランキングにつきましては、委員御指摘のとおり、アメリカが一番でございまして五十五万点、中国が三十五万点、インドが三十四万二千点、ロシアが三十三万三千点、フランスが二十四万九千点でございます。日本は二十三万点で六位、こういうふうになっておるわけでございます。やはり国の責

任として、遺伝資源の収集と、それからの確な保存、活用をしつかり取り組んでまいりたいと思ひます。

以上です。

○白保委員 非常にいい答弁がありましたけれども、まさにこれは国の責任として、きつちりと遺伝資源というものは確保していく。これは、戦略的な問題としても国の安全保障の問題としても非常に重要なことですから、ぜひ今後ともやっていただきたい、こういうふうな思ひます。

最後になりますが、BSEの対策の見直しについて、きょう三時から委員会が開かれるようですけれども、それについて申し上げたい、こう思っております。

BSE対策の見直しについては、食品安全委員会のブロン専門調査会が答申に向けたたたき台をまとめて、三月にも答申案が作成されるんじゃないか、こういうふうな言われているわけですね。ただ、農水、厚生労働両省は、輸入再開条件の前提となる国内対策見直しと日米両政府間で決める輸入再開条件の二つのテーマを食品安全委員会に諮問しているわけですが、同委員会が判断を回避する可能性等も指摘されているわけであります。

確かに、BSE問題を通して科学的な食品安全行政を確立したい安全委員会としては、役所にお墨つきを渡すような判断をすることは委員会のあり方そのものにとつて影響を残すおそれがあるんじゃないかな、こういうことも思うわけです。

消費者は、低価格の牛肉が安定供給されることは望みますけれども、安全、安心を犠牲にする気持ちはないだろう。あるいは、日本の消費者は、リスクの伴う輸入再開を望んでいるとは簡単には思えない。

いずれにしても、全国五十カ所、延べ五千六百人が参加したリスクコミュニケーションに貴重な生の意見がいっぱい寄せられた、また集約されてきた。しかし、そういった中で、意見をまとめて終わりではなくして、国民がどう考えているかとい

うことも、しっかりとわかりやすい形で、新聞広告等でも公表していただきたい、こういうふうな声も消費団体の中にはあります。

消費者を説得していくというのではなくして、検討過程の透明性、これをきちんとした形でもって情報を提供していく、このことが消費者が納得するBSEの本来の対策である、こういうふうな思ひます。

そこで、今後の検討の流れと政府の取り組み方針について伺いたいと思ひます。

○中川政府参考人 お答え申し上げます。

昨年九月に食品安全委員会の方から、それまで約三年にわたります国内のBSE対策の検証結果を踏まえて、中間取りまとめが出されました。その中間取りまとめの後、今先生もおっしゃいましたが、リスクコミュニケーションも行いながら、私も農林水産省と厚生労働省は十月の十五日にBSE対策の見直し措置について食品安全委員会に諮問したわけでございまして、

現在、その諮問の身につきまして食品安全委員会のブロン専門調査会で審議が行われているところでございまして、私もリスク管理サイドといたしましては、この食品安全委員会におきまして議論の帰趨を注視しているところでござい

ます。この食品安全委員会が現在審議されておりますのは、国内のBSE対策措置でございます。この審議結果が答申という形で取りまとめられ、私どもの方々に示された後におきまして、アメリカとの間で、昨年の十月の二十三日の局長級協議の結果を踏まえて、実務的に細部の詰めをやつてきておりますけれども、このアメリカの輸入の条件につきましては、改めて食品安全委員会の方に諮問をしたいというふうな思っております。観点としましては、国内の牛肉と、それから一定の条件のもとで入ってくるアメリカからの牛肉とで、リスクにおいて差がないかどうかということをきちつと評価していただくということでございます。これが、これから先の国内措置についての答申を得ら

いろいろ農林省の方からデータ等をいただいたわけですが、全国的には、イノシシ、シカ、猿、カラス、こういったものが多いようでございます。特殊なところでは、イノシシ、猿、カラス、さらに、それに加えてカモとかハクビシン、こういったものも随分出てきております。

最近、癖の悪いのは、猿とかハクビシンがピニール温室まで破って中へ入ってきて、イチゴとか全部食っちゃうんです。大変なことになっております、こういう対策にも困っておるところでございます。さらに、カモ。カモが川の近くとか湖の近く等では随分いるわけですけれども、それが野菜の芽を食ってしまう。プロッコリーなんかが全滅するというようなことが今起こっております。

○白須政府参考人 ただいまの野生鳥獣の関係でございいます。委員の御指摘のとおり、イノシシでございいますとかあるいは猿、そういった野生鳥獣によります農作物の被害、大変に大きいものがございまして、平成十五年度では、金額約二百億円というふうにながっているわけでございます。面積では約十三万ヘクタール。このうち、イノシシが西日本を中心といたしましてやはり一番大きくございまして、イノシシの関係が約五十億円。猿は、これは全国各地で発生をいたしております、約十五億円というふうになっているわけでご

また、住民の方々に、やはりその鳥獣の生態度でございませうとか、どういうときに出てくるとか、先ほど先生からもございましてえづけの問題とか、いろいろあるわけでございしますので、そういう被害防止に必要な知識というものをしっかりと皆さん方に御理解をいただくということ。

それからまた、もう一点は、追い払いというふうなことで、やはり自衛的なそういう活動、先ほど猟友会のお話もございましたが、そういった猟

○岡本(老)委員　農林省の調査によると、何か最近、鳥獣被害が減っているようなデータが出ておるんですが、これはやはりちよつとおかしいんじゃないかと私は思っております。もつと正確な調査をして、対策を講じられたいと思うところであります。

猿なんて、五百頭ぐらい、そのちつちやな山におるんですよ。それがばつと出てきたら、もうどうしようもないんですよ。そういう実態もよく調

査していただきたいと思ひます。
それから、次に、農村の女性の地位向上についてお伺いしたいと思います。

農村地域で最近やはり、本当に、働いている、生産あるいは出荷、あるいは生活面、いろいろな面において、実質的には女性が非常に上位にあるのではないかとおもうに思つておるところでございます。しかしながら、農村の女性の社会的地位というのが余りにも冷遇されているのではないかと思つております。

これも農水省の調査でございますが、例えば、農業委員では三・八六％、農協の役員では一・〇二、指導農業士で一・三、青年農業士で二・〇。えらい少ないんですね。女性がこういうものになりたいと手を挙げますと、あの女は出しゃばりだといって、大分いじめられるわけですね。そんなこともあつてなかなかない。これは大変な問題でございますので、やはり、こういうしつかりした、女性には肩書きをちゃんとつけてあげることに、より一層活躍していただけるんじゃないかと思ひます。

そこで、やはり、審議会ではございませんが、女性の枠というのをはつきり設けてやつていけば、これは、出しゃばりじゃなくて、逆に、それを選考する方から、ぜひなつてくれということに頼みに行くわけでございます。そういうことも考えられますので、ぜひ、こういった社会的役割のあるところには女性枠というのを検討していただきたいと思ひますが、その御意見を伺ひたいと思ひます。

○須賀田政府参考人 農業就業人口の約六割が女性でございます。特に、三十代は約七割が女性ということでございます。家事、育児、介護とともに、農作業をするというのも大変な重労働だといふふうにおもつておられて、まずは、その労働を正しく評価する、これが大事だといふふうにおもつております。そして、先生言われますように、これだけのシェアを占めておりますので、女性の意見とか意向が地域の方針決定に反映される、しか

も形にあらわれるようにする、これは非常に重要だといふふうに思つております。

今、農業委員あるいは農協の理事のお話がありました。これは選挙で選ばれますので、枠とかなかなか難しゅうございませうけれども、今、例えば農業委員会だと、一農業委員会当たり複数の女性を、あるいは農協でございまして、一合併農協当たり二名以上の女性理事をという目標を持つて取り組んでおりますし、また、県によつては女性農業士といった認定制度を設けております。

そういう取り組みをされているんですけども、先生おっしゃるように、まだまだその内容は少のうございませうし、低うございませう。非常に私ども重要な課題といふふうに思つております。現在、議論を願つております基本計画の中にもこの問題をきつと位置づけまして、あらゆる機会をとらえて、関係方面に女性の社会参画の目標の設定、その達成に向けた普及啓発、これに取り組んでいきたいといふふうに考えております。

○岡本(芳)委員 けさ、新聞を見ておりましたら、日産のゴン社長は、女性管理職を三年で三倍にふやすといふふうに宣言したそうでございます。日産のゴンさんというのは、必ず数値目標を示して、それを達成するのが社長の仕事だといふふうに聞いております。大変結構なことでございます。農林省もぜひ見習つて、数値目標をつくつていただきたく要望しておきます。

次に、食料・農業・農村基本計画の関係でございますが、平成十一年に新しい基本法ができました。それに基づいた計画が十二年にできて、五年たつたわけでございます。あの新しい農業基本法、新しいものもいろいろ入れました。食料の安定供給の確保とか、多面的機能の発揮あるいは農業の持続的な発展、農村の振興といった、大きな目標を四つほど基本理念として決めたわけでございます。

ところが、残念ながら、あれから五年たつたわけでございますが、依然として日本の農業は何ら

変化していないのではないかと思われます。例えば、耕地面積にしてもどんどん減つております。担い手はどんどん高齢化しております。自給率は四〇％で低迷しております。要するに、この新しい計画なりで本当に成果があつたのだろうかといふふうに思つてございます。

そこで、副大臣、農林省としての成果と評価をお聞きしたいんですが、よろしく願ひします。○岩永副大臣 その前に、鳥獣被害、これは、私も山村で生活しております。家の軒まで狼が来て、この間も、家内ががらつと家をあげると、中から狼が出てきたというようなところに住んでおりますので、地域の人から大変対策を強く要望されております。

そんなことでございませうので、これは、私も、もう一度、担当部局、各省庁と連携を深めながら、何とかするようになつて努力していきたいと思ひますし、また、女性参画についても、これも、私のところで対策本部を持つておりますので、このことについてひとつ積極的に対応していきたい、このように思ひます。

今、平成十二年の三月に食料・農業・農村の基本計画が策定された、成果が上がっているのか、こういうことでございまして、大変頭の痛い御質問でございます。

食品表示の適正化のために、加工食品の原料原産地表示の義務づけをしたり、また、生産の情報公表JAS規格を導入したりいたしました。また、品目別の価格・経営安定対策については、農産物の価格が需給事情や品質評価を適切に反映するように、大豆、砂糖、でん粉などについての制度改正も行ったところでございませうし、特にまた、中山間地域等については、多面的機能の確保する点から、直接支払い制度を導入した等々の評価はあるわけでございませう。

特に、この間大きく世論を動かしたのは、やはりBSEによる食の安全に対する信頼が揺らいできたということで、国内の大課題になつたわけですね。逆に、そのことが、今度は、安全、安心を

求める国民世論というものがうまく吸収されて、そして、世界一の安全、安心国家に移行しつつあるのではないかとおもうようなことも、逆の面からいい成果が出てきたということも言えます。

ただ、自給率については、先ほど大臣がおっしゃつておられますように、食生活と供給のパラメータがうまくいかず、四〇％で推移しているといふようなこと、そして、土地利用型農業を中心に農業の生産構造の脆弱化というのがやはり進んでいる。そこへ、過疎、それから高齢化、混住化の進展で、集落の機能や農村の活力が低下しているという問題も抱えているわけでございまして、これらに対する的確な政策が求められていることも事実でございます。

だから、今、この三月を目途に新たな基本計画を策定してひとつ頑張つていこうじゃないかといふことで、夜を徹して、実は、この策定に今努力をしているところでございます。評価がどうかと言われますと、いかんせん、すばらしい御答弁ができないことを大変残念に思つております。

○岡本(芳)委員 まあ、残念なことでございます。今度新しく、五十年じやなくて、もっと長い計画ができるわけでございませうが、ぜひ、誇りが持てるような結果を出していただきたく、期待しております。

そこで、食料自給率でございますが、前回は二十二年目標で四五％ということになつておつたわけでございますが、今回は、どうも、基本計画骨子案では、二十七年の計画期間内に目標を定めるといふふうになつておるようでございませう。なぜ五年延びるのか、あるいは二十二年目標の四五％というのはどうなるのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。そして、あわせて、自給率向上のために、今度はどのような実効性のある具体的な方策があるのか、また考えているのか、お教えいただきたいと思ひます。

○島村国務大臣 中座をいたしておまして、恐縮でございます。

ただいまの御質問ですが、御承知のように、食料・農業・農村基本計画では、平成二十二年を目途に四五％に上げる、こういう目標を掲げたわけでございますが、いかにせん、今のところずっと四〇％で六年間推移しているわけでございます。

ただ、結局、この一番大きな原因は御承知のように食の洋風化にあるわけでございまして、日本が一〇〇％の自給率を持てるお米を食べていただく量が、むしろどんどん減っていつてしまう。例えば平成九年、あの当時、前回の計画を組んだときの基準は、一番新しい数字が平成九年の数字があつたわけですが、その当時、お米の消費が一人当たり一年間六十六・七キログラムだったものが、現在は六十一・九キログラム、何と四・八キログラムも落ちてきているわけです。その一方で、日本の自給率の低い肉とか油脂とか、今度はこちらの方の食の面が非常にふえているわけでございまして、その結果、全く数字が上がらない。

しかしながら、御承知のように、昭和三十五年当時は、我が国も七九％も自給率を持っていた実績があります。五年後の四十年で七三、その後五十年刻みで六三、あるいは五四、五四、五三というふうにおこつてきて、それで現在は四〇％、そういうことでございます。

何よりかによりわかりやすいのは、お米の消費と全くイコールでずっと数字が動いているわけでございますので、何としても、日本の食生活、まさにこれは美容にも健康にも大変好ましいし、世界一の長寿国になったのもこれにゆえなしとしないわけでありまして、ぜひ国民の皆さんに御理解をいただき、いわば日本型食生活をもちと採用していただくように、世界的にはブームであります。国内的にはむしろ減少傾向、これは非常に残念なことだと思っておりますので、食育を盛んにしてこれをしっかりとしたいと思います。

その一方で、担い手への農地の利用集積を進めまして、やはり効率ある農業、先行き国際競争力が持てるような農業にだんだんに成長していただきたいということで、ここで思い切った農政改

革をいたしますが、そういうことをもって、やはり地産地消の基本に立つた農政が展開されることも一つの道かな、こう考えているところであります。

○岡本芳委員 食料自給率といいますと、カロリーベース、金額ベースあるいは耕地面積ベース、いろいろ言われるわけでございますが、新しい発想でバーチャルウォーターという考え方があつたわけでございます。水ですね、日本語に訳すと仮想水という訳だそうでございますが、水量ベースで自給率がどうなるのかという発想がござい

ます。前の世界銀行の副総裁イスミール・セラゲルディンという人が、二十一世紀は水をめぐる争いの世紀になるだろうと言つたそうでございます。地球の温暖化あるいは異常気象、こういったもので、今世界の水不足というのが非常に懸念されております。

そこで、今日日本が輸入している食料品あるいは工業製品、こういったものを水に換算するとどのぐらいになるのかというのを計算した例がござい

ます。全体で六百四十億トンだそうでございます。このうち工業製品は十四億トンで、いわゆる農業関係、農畜産物だけで六百二十六億トンにもなる。今、日本の農業用水使用量というのは五百六十八億トンでございます。したがって、日本で使っている農業用水の量よりも多い水を輸入しているわけでございます。日本はアジアモンスーンで結構雨が降るわけでございますが、世界では大変なことになっておるんです。ということは、日本は非常に世界に迷惑をかけている。そういう認識のもとに、やはり日本としても、ODA等を通じて世界の水に対して貢献していくことが必要なんじゃないかと私は思つておるわけでござい

ます。これは答弁は結構でございます。ちなみに、畑作物を一トン生産するためには一千トンの水が要るそうでございます。千倍の水が要るんです。これは大変なことなんです。米の場合は二、三千倍要る。これだけ水を食っているわ

けでございますので、これはやはり我々としても認識していなければならないのだと思つております。

時間も大分過ぎてまいりました。最後にどうしても言いたいことを一つ申し上げたいと思います。先ほど、農地の集積ということが大きな課題だということでございますが、こういった農地の集積には何が一番重要かと思つております。最近、やもすると経営安定対策等々が脚光を浴びるわけでございますが、やはり基盤整備がちゃんとできておかなければ農業はだめでございます。そういう観点から、ぜひ推進していただきたいと思つて

おります。例えば、農地集積面積の四割は、圃場整備を契機として担い手に集積されております。さらに、担い手の経営規模も圃場整備によつて二・二倍にふえております。労働時間については六割ほど短縮されます。さらに、汎用化によつて麦とか大豆も入るようになってきております。また、耕作放棄地で見ますと、圃場整備をしたところはたつた〇・二％しか放棄されておられません。こういったように大変な効果があるわけでございますので、さらなる推進をぜひお願いしたいと思います。

また、水関係でございますが、農業農村整備事業が実施されて蓄えられた農業用水資産というのが、現在、農業用水路の延長で四十万キロメートルございまして、基幹的水路で約四万五千キロメートルございまして、ダム等の基幹施設でも七千カ所あります。その基幹的な部分だけをお金に換算いたしますと、約二十五兆円のストックでございます。これだけあるわけでございますが、これを更新していく時期が今来ておるわけでございます。二十五兆円を、耐用年数三十年としまして、毎年八千億円ぐらい使わないとこれは更新できないわけでございます。

そのぐらい金がかかる話でございますが、どうもいろいろな国会の討論等を聞いておられますが、そんな金があれば、公共事業の金があれば経営安

定対策に回すべきだ、直接支払いやれというような意見も随分出ております。けれども話といたしますか、これは農業を全く理解していないんです。そういう基盤なくして、金だけ配つて何で農業ができますか。そういう議論が国会でされるということは非常に情けないというふうにお

思つておるところでございます。そういう認識のもとに頑張るわけでござい

ます。○島村国務大臣 農林水産省の構造改善局に岡本あり、私はその昔聞かされた言葉を今思い出したわけですが、さすがに先頭に立たれた方だけあつて、むしろ私が答弁を受けている気分、勉強をさせていただきます。

しかし、私、全く同感であることは、我々、俗に農業土木といつて、しかられるかもしれませんが、いろいろな不可能を可能にするという事業を進めていただいたおかげで、どれだけ今農村が潤っているか。それは全国を歩いてみるとわかります。構造改善局に対する評価と感謝というものは、これは膨大なものがありまして、私は、その意味で、あなたが一つ一つを自分の体験に照らして、今実感を持つて伺いました。

日本人の悪い癖で、最近はどうも、公共事業とか、要するに土木事業というところ、何か悪い根源みたいなことで、全くむだなことをやっていると、い

ない印象を持たれますが、やはりふだんからそういう地ならしからきちつとやって、圃場を整備して、それで不可能を可能にする中に日本の農業が成り立っていることは、これは今までの歴史が物語るわけでありまして、ぜひあなたが慨嘆なさらないような農政を展開して、いわば御期待にこたえたい、こう思います。

○岡本(芳)委員 大変強い御意見、ありがたうございました。

さらに、三位一体とか中山間地対策で大臣には大変お世話になりました。ありがたうございま

た。きょうもどうもありがとうございました。
終わります。

○山岡委員長 次に、内閣提出、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。
これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣島村宜伸君。

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案
〔本号末尾に掲載〕

○島村国務大臣 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業及び漁業に関する制度金融は、経営改善に必要な資金等を円滑に融通することにより、効率的かつ安定的な経営の育成を図るものであり、国と地方が適切に役割分担しつつ、円滑に実施することが重要であります。

一方、政府においては、地方の権限と責任を拡大し、歳入歳出面での地方の自由度を高めることと、真に住民に必要な行政サービスを地方がみずからの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国、地方を通じた簡素で効率的な行政システムの構築を図ることとする平成十七年度予算編成の基本方針を閣議決定したところであります。

この法律案は、このような政府の方針を受け、農業近代化資金、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金について、都道府県が行う利子補給に係る政府の助成を廃止し、これに伴う関係規定の整備を行うものであります。

なお、このことに伴う地方財源の手当てについては、所要の財源措置が講じられることとされて

平成十七年三月十四日印刷

おります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○山岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十二分散会

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案
〔本号末尾に掲載〕

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律

（農業近代化資金助成法の一部改正）

第一条 農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業近代化資金助成法

第一条中「都道府県が行う利子補給等の措置」を「利子補給を行う措置等」に改める。

第三条を削る。

第三条の二の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「前条の規定による政府の助成」を「都道府県の利子補給」に改め、同条を第三

条とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、

第四条を第五条とする。

第三条の三「第三条の規定による政府の助成」を「都道府県の利子補給」に改め、同条を第四

条とする。

（漁業近代化資金助成法の一部改正）

第二条 漁業近代化資金助成法（昭和四十四年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁業近代化資金助成法

第一条中「都道府県が行う利子補給等の措置」を「利子補給を行う措置等」に改める。

第三条を削る。

第四条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、

同条第一項中「前条の規定による政府の助成」を「都道府県の利子補給」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「第三条の規定による政府の助成」を「都道府県の利子補給」に改め、同条を第四条とし、

第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の一部改正）

第三条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「大きい中小漁業者の下に」を「前条第一項第一号の政令で定める業種に係る漁業を主として営むものに限る。」を加え、「前

条第一項第一号の政令で定める業種に係る漁業を主として営む中小漁業者にあつては「及び」、

その政令で定める業種以外の業種に係る漁業を主として営む中小漁業者にあつては「及び」を管轄する都道府県知事に「を削り、同条第三項中「又は都道府県知事」を削る。

第八条第一項中「都道府県（、「業種にあつては、当該及び。以下この項において同じ。」を削り、「都道府県が」を「当該法人が」に改める。

第十五条第二項中「又は都道府県知事」を削る。

（中小漁業融資保証法の一部改正）

第四条 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「漁業近代化資金助成法を」を「漁業近代化資金助成法に改める。

第七十七条中「のうち国の助成に係る利子補

給が行われる資金」を削る。

（農業近代化助成資金の設置に関する法律の廃止）

第五条 農業近代化助成資金の設置に関する法律（昭和三十六年法律第二百三十三号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（農業近代化助成資金の設置に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第二条 第五条の規定による廃止前の農業近代化助成資金の設置に関する法律（次項において「旧法」という。）第一条に規定する農業近代化助成資金（第三項において「資金」という。）の平成十六年度における増減及び同年度末における現在の計算書については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の規定により財政融資資金に預託している現金がある場合における当該現金の払戻しについては、なお従前の例による。

3 前二項に規定するもののほか、資金の廃止に

関し必要な事項は、財務大臣が定める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（農業信用保証保険法の一部改正）

第四条 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金助成法」に改める。

理由

平成十七年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、農業近代化資金等につき都道府県が行う利子補給に係る政府の助成を廃止する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局